

尼崎市排水設備設置基準

尼崎市公営企業局下水道部下水道建設課

排水設備担当

令和5年1月1日

目次

1	設備の設置基準	1
1.1	総則	1
1.1.1	目的	1
1.1.2	適用	1
1.1.3	参考文献	1
1.1.4	排水設備工事の範囲	1
1.1.5	排除方式	1
1.1.6	汚水・雨水の分類	3
1.2	基本的事項	4
1.2.1	設計	4
1.2.2	事前調査	4
1.2.3	配管経路の設定	4
1.2.4	使用する材料および器具	4
1.2.5	排水設備の維持管理	5
1.3	屋内排水設備	5
1.3.1	排水管	5
1.3.2	トラップ、防臭器具	8
1.3.3	ストレーナー	8
1.3.4	掃除口	9
1.3.5	床下集合配管システム	9
1.3.6	間接排水	10
1.3.7	通気管	12
1.3.8	阻集器	14
1.3.9	ディスプレイ	15
1.3.10	排水槽	15
1.3.11	雨水排水	16
1.4	屋外排水設備	17
1.4.1	屋外排水設備の計画	17
1.4.2	排水管	17
1.4.3	ます	19
1.4.4	特殊ます	23
1.4.5	トラップ付きます	23
1.4.6	掃除口	24
1.5	雨水浸透施設	24
1.5.1	基本的事項	24
1.5.2	浸透施設の設置禁止区域	24
1.5.3	浸透施設の設置に注意しなければならない区域	25

1.5.4	浸透施設の構造.....	25
1.6	除害施設.....	27
1.6.1	水質規制.....	27
1.6.2	事業場排水の届出から接続まで.....	27
1.6.3	除害施設の設置.....	27
1.6.4	除害施設の維持管理.....	27
1.7	私道排水設備.....	27
1.7.1	一般事項.....	27
1.7.2	管径決定.....	28
1.7.3	流速及び勾配.....	28
1.7.4	土被りの厚さ.....	28
1.8	その他留意事項.....	29
1.8.1	くみ取り便所の改造（関係する行政機関に届出等必要）.....	29
1.8.2	浄化槽等の処理（関係する行政機関に届出等必要）.....	29
1.8.3	既設排水設備の取り扱いについて.....	29
2	排水設備の設置手続き.....	30
2.1	総則.....	30
2.1.1	排水設備設置の目的.....	30
2.1.2	排水設備工事計画確認申請書の提出.....	30
2.1.3	排水設備工事の施行.....	30
2.1.4	排水設備の軽微な変更.....	30
2.2	排水設備工事計画確認.....	31
2.2.1	排水設備工事計画確認申請書の添付図面.....	31
2.2.2	排水設備工事計画確認申請書の提出.....	31
2.2.3	工事の着工.....	31
2.2.4	計画変更の確認事項.....	32
2.2.5	排水設備指定工事店の自主検査.....	32
2.2.6	工事完了.....	32
2.2.7	しゅん功検査.....	32
2.3	下水道排水設備指定工事店として遵守すべき特に重要な事項.....	33
2.4	排水設備事務の流れ.....	34
2.5	排水設備工事申請書等.....	35
3	参考文献.....	35

1 設備の設置基準

1.1 総則

1.1.1 目的

この基準は、排水設備の設置及び構造に関し、その設計及び施工についての技術上の基準を示すと共に、これら工事の設計審査及び完了検査の適正な施行を図ることを目的として定める。

1.1.2 適用

排水設備の設置又は構造については、関係法令、条例及び施行規程のほか、この基準による。これらに定めのない事項については、公益社団法人日本下水道協会発行「下水道施設計画・設計指針と解説」及び「下水道排水設備指針と解説」に準ずるものとし、建築物の用途及び環境等の条件を考慮し、適切な方法で設計及び施工を行うものとする。

なお、ここでいう「排水設備」とは、下水道法第10条に定めのある排水設備（その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水きょ、その他の排水施設）を指す。

汚水を排除する排水設備の範囲は、給水栓を受ける衛生器具及び水洗便所のタンクに接続している洗浄管からとし、衛生器具、トラップ、阻集器、排水槽及び除害施設を含む。ただし、水洗便所のタンクは機能上便器と一体になっているため、排水設備として扱う。また洗濯機及び冷蔵庫等は排水管に直接接続されていないので、これから出る汚水を受ける排水管から排水設備とする。

雨水を排除する排水設備は、屋内の場合はルーフトレン、雨どい等の雨水を受ける設備からとし、屋外の場合は排水管、排水溝又は雨水ますからとする。

1.1.3 参考文献

この基準を作成するにあたり参考及び引用した文献は、次のとおり。

- ・公益財団法人日本下水道協会発行
「下水道施設計画・設計指針と解説(2019版)」「下水道排水設備設計指針と解説(2016版)」
- ・公益社団法人空気調和・衛生工学会発行「SHASE-S206-2009 給水衛生設備設置基準」
- ・神戸市排水設備指針と解説及び廿日市市排水設備の設置基準

1.1.4 排水設備工事の範囲

排水設備工事とは、土地及び建物から排除される下水を公共下水道等に流入させるために必要な排水管、排水きょ、その他の排水施設（浄化槽を除く）を新設、増設、改築する工事をいう。

1.1.5 排除方式

- ① 尼崎市の下水の排除方式には合流式と分流式がある。合流式の区域においては、原則として汚水及び雨水は同一の排水管により公共下水道へ排除する。(図1参照) また、分流式の区域においては、汚水と雨水を完全に分離し、汚水は公共下水道の汚水管きょへ、雨水は水路、道路側溝等の雨水排水施設へ排除する。(図2参照) 尼崎市では合流式及び分流式のどちらも採用しており、排除方式については事前に調査・確認すること。
- ② 排水方法は、原則として自然流下とすること。

図1 排水設備の例(合流式)

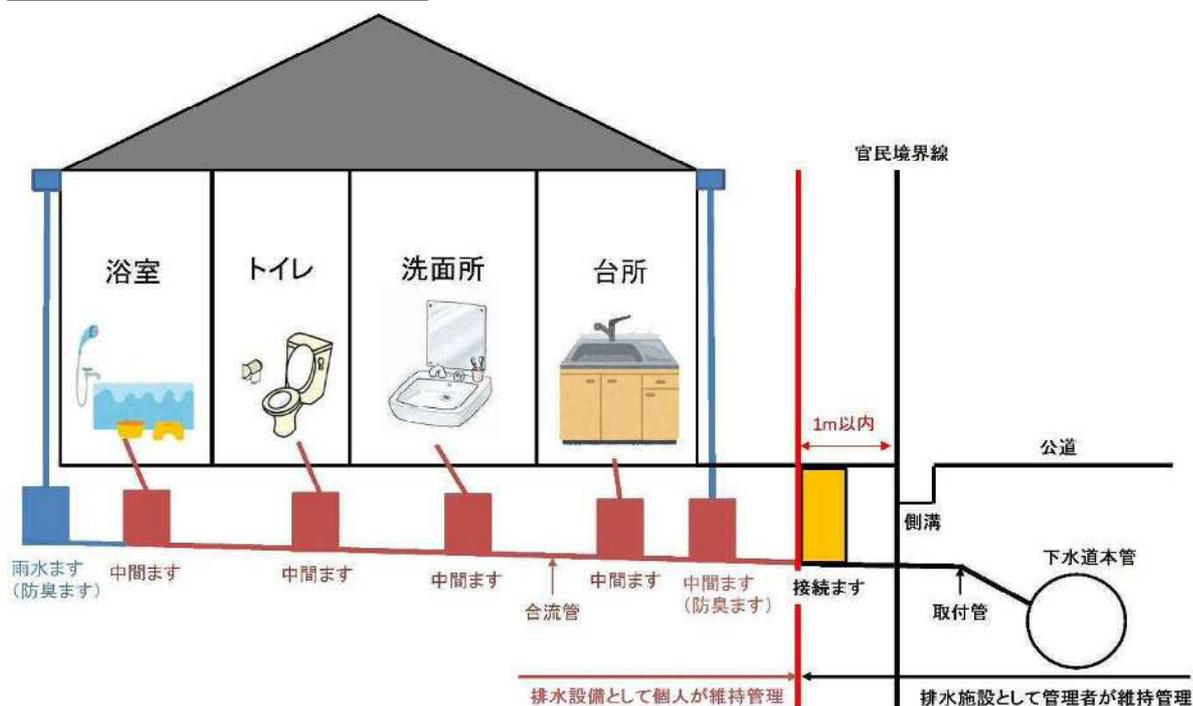
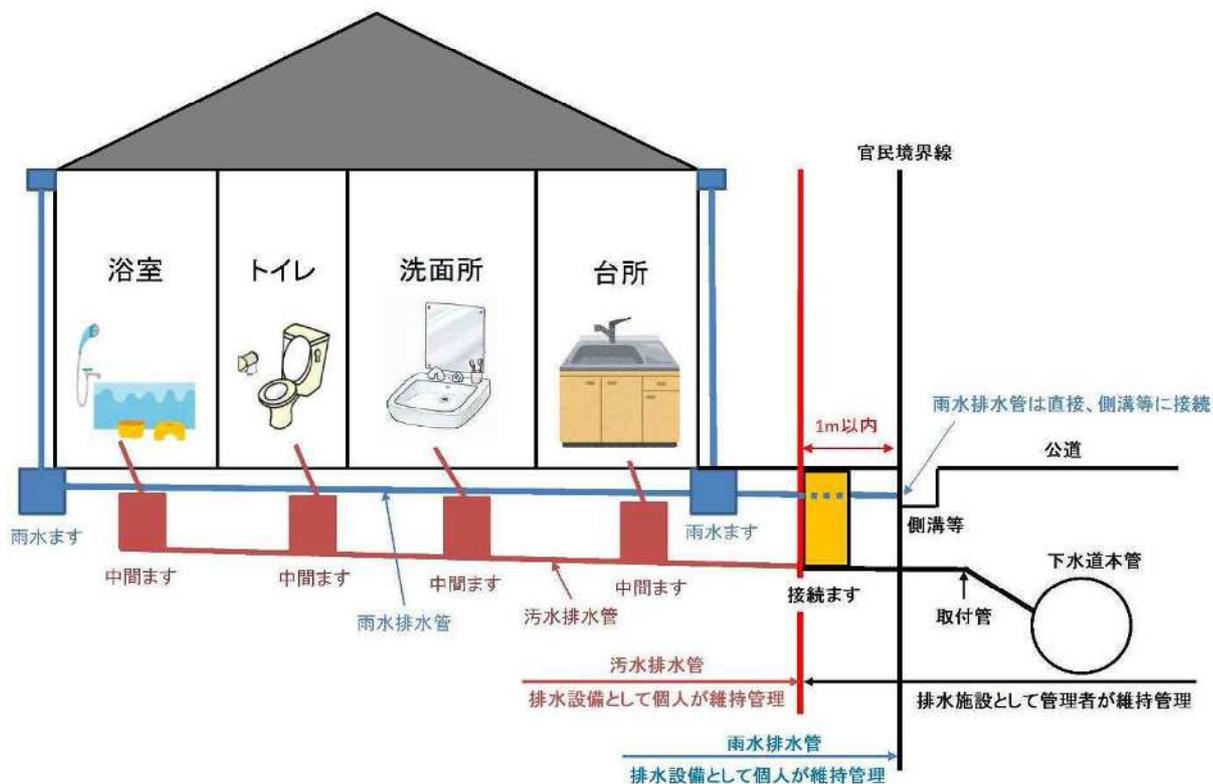


図2 排水設備の例(分流式)



※接続ますは原則として1宅地1戸1箇所とし、官民境界線より1m以内の宅地内に設置する。

接続ますの内径は深さ1.2m以内ではφ200mm以上、1.5m以内ではφ300mm以上とする。(深さ1.5mを超える場合は別途協議)

取付管の口径は敷地面積600㎡未満ではφ150mm、1500㎡未満ではφ200mmとする。(敷地面積1500㎡以上の場合は別途協議)

取付管の最小口径はφ150mmとする。(合流式、分流式共)

1.1.6 汚水・雨水の分類

下水道法第2条において、下水とは「生活若しくは事業（耕作の事業を除く。）に起因し、若しくは附随する廃水（以下「汚水」という。）又は雨水をいう。」と規定されている。汚水と雨水は以下のとおり分類される。

表－1 下水道排水設備指針における汚水・雨水の分類

汚 水	雨 水
① 水洗便所からの排水 ② 台所、風呂場、洗面所、洗濯場からの排水 ③ 屋外洗場等からの排水(周囲からの雨水の混入がないもの) ④ 冷却水 ⑤ ドレン排水 ⑥ 地下構造物からの湧水 ⑦ 工場、事業場の生産活動により生じた排水 ⑧ その他雨水以外の排水	① 雨水 ② 地下水(地表に流れ出てくる湧水) ③ 雪どけ水 ④ その他の自然水

ただし、下表に示すとおり雨水と同程度以上に清浄と認められる一部の汚水は、公共下水道管理者と協議した上で、構造的に汚水系統に接続が難しい等の状況がある場合のみ雨水系統の排水設備へ接続することができる。

なお、工場及び事業所等からの排水については、別途公共下水道管理者との協議を必要とする。

表－2 尼崎市におけるドレン排水等の取扱い

下水の種類	雨水系への接続	備 考
空気調和用機器のドレン排水	○	
潜熱回収型ガス給湯器(エコジョーズ)のドレン排水		
屋外電気温水器などの貯水タンクのオーバーフロー排水		
屋上・ベランダの排水		※給水装置がある場合は汚水
散水栓ボックスの水抜き		
上水・給湯及び飲料用冷水系統のドレン排水		
屋外の受水槽・高架水槽のオーバーフロー排水		
消火栓・スプリンクラー系統などのドレン排水		※合流区域のみ
屋外や屋上階の防火水槽・消火水槽の排水		
屋外洗場の排水(屋根無)		※合流区域のみ
屋外駐車場のピット排水(屋根無) (※阻集器は必置)		※分流区域で周囲から雨水が流入する構造の場合は必ず雨水系へ
ガソリンスタンドの排水(屋根無) (※阻集器は必置)		※分流区域で周囲から雨水が流入する構造の場合は必ず雨水系へ ※自動車洗車場等の排水は別途協議
建物内地下ピット排水	×	
冷凍機・冷却塔及び冷媒・熱媒として水を使用する装置の排水及びすべての内部洗浄排水		

1.2 基本的事項

1.2.1 設計

排水設備の設計にあたっては、関係法令等に定められている技術上の基準に従い、耐震性・施工・維持管理及び経済性を考慮するほか、現場の状況や下水の水質・水量等の調査及び検討を入念に行い、適切な排水機能を備えた設備となるよう努めなければならない。

1.2.2 事前調査

排水設備の設計に際しては、次の事項を事前に調査し確認すること。

- ① 供用開始の公示の有無
- ② 排除方式（合流式、分流式）の確認
- ③ 敷地周辺の道路種別
- ④ 敷地境界及び土地所有者の確認
- ⑤ 排水施設（公共下水道本管や取付管及び接続ますの有無を確認し、それらの位置・管径・深さ）及び既設排水設備の埋設状況等
- ⑥ 敷地の形状や起伏状況
- ⑦ 建物の配置、構造及び用途
- ⑧ 他の既設埋設物の有無
- ⑨ 次の場合、排水設備設置義務者（家屋所有者、土地所有者、使用者）の権利関係の調査及び同意等の確認を入念に行う。
 - （ア）他人の所有する土地及び建物に排水設備を設ける場合
 - （イ）他人が設置した排水設備に接続する場合
- ⑩ 将来計画の有無

1.2.3 配管経路の設定

- ① 建築物の基礎構造物等の埋設位置が定めれば、排水設備の配管経路の延長測量と排水設備を固着させる接続ます（宅地内最終ます）の高さを基準に水準測量を行うとともに、配管等の埋設物の位置、高さを確認すること。
- ② 排水設備の使用面、維持管理面、費用面等の最良の方法を選択して、施工方法を決定すること。

1.2.4 使用する材料および器具

材料及び器具は、次の事項を考慮して選定すること。

- ① 長期の使用に耐えるもの
- ② 維持管理が容易であるもの
- ③ 環境に適合したもの
- ④ 原則として次の規格品を使用する。
 - 日本工業規格（JIS）、日本農林規格（JAS）、日本水道協会規格（JWWA）、日本下水道協会規格（JSWAS）、空気調和・衛生工学会規格（SHASE-S）等を用いる。
- ⑤ 一度使用した材料及び器具は使用しない。

- ⑥ 規格品以外を使用する場合には、その使用目的や用途に適した性能があることを尼崎市公営企業管理者（以下「管理者」という。）に示した上で使用すること。

1.2.5 排水設備の維持管理

- ① 排水設備設置義務者は、日常の注意及び定期点検を行い、排水設備の機能確保に努めること。
- ② 排水設備設置義務者は、工事完成図面等を保管し、維持管理に活用すること。
- ③ 排水設備設置義務者は、増設又は改築をする場合は、排水設備工事計画確認申請等の手続きを行わなければならない。ただし、簡易な場合は管理者に申請等が必要であるかを確認すること。

1.3 屋内排水設備

屋内の衛生器具等から排出される汚水や屋上等の雨水等を円滑に、かつ速やかに屋外排水設備へ導くために屋内排水設備を設置すること。

1.3.1 排水管

① 配管上の注意事項

排水管の配管にあたっては、次のとおりとすること。

(ア) 排水管の選定は、下水の水質、水量、設置場所の状態、載荷条件等を考慮して決定すること。

(イ) 配管は、できる限り最短とし、かつ機能上支障を生じないように適切な経路とすること。

(ウ) 排水系統に行き止まりとなるような配管をしない。

ただし掃除口とする場合はこの限りではない。

(エ) 排水管の方向変換は、適正な異形管又はそれらの組み合わせによって施工しなければならない。

(オ) 屋内排水設備を床下で合流させる場合（床下集合配管システムを使用しない場合）は、逆流や滞留が生じない構造とし、維持管理ができるよう掃除口を設置すること。

(カ) 水洗便所のし尿等の排水系統と雑排水系統は、別系統とすること。ただし、やむを得ない場合は、通気口の設置又は排水管の増径等を行うこと。

(キ) 排水横枝管は、排水立て管の45°を超えるオフセット上部より上方、又は下部より下方の、それぞれ60cm以内で排水立て管に接続してはならない。

(ク) 伸頂通気方式の場合の排水管については、排水立て管に原則としてオフセットを設けず、排水立て管の長さは30m以内とし、排水横主管の水平曲がり、排水立て管底部より3m以内に設けてはならない。

② 管径

次の基本的事項によるものとする。

(ア) 器具排水管の管径は器具トラップの口径（表-3）以上で、かつ30mm以上とすること。

(イ) 排水管は、立て管、横管いずれの場合も、排水の流下方向に管径を縮小しない。

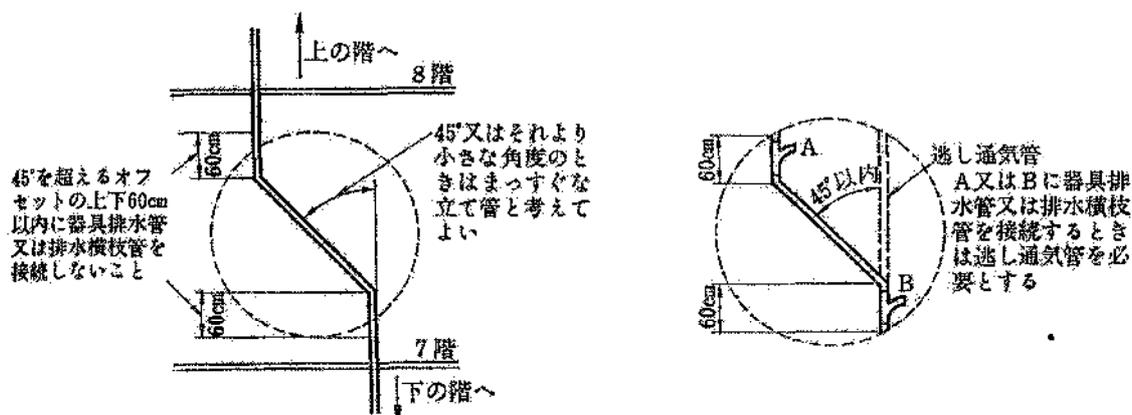
(ウ) 排水横枝管の管径は、これに接続する衛生器具のトラップの最大口径以上とすること。

(エ) 排水立て管の管径は、これに接続する排水横枝管の最大管径以上とし、どの階においても建物最下部における最も大きな排水負荷を負担する部分の管径と同一の管径とすること。

(オ) 地中又は地階の床下に埋設する排水管の管径は50mm以上が望ましい。

(カ)各個通気方式又はループ通気方式の場合の排水立て管のオフセット管径は、次のとおりとすること。なお、オフセットには通気管を設けなければならない。

- i 排水立て管に対して45°以下のオフセットの管径は、垂直な立て管とみなして定めてよい。
- ii 排水立て管に対して45°以上を超えるオフセットの場合の各部の管径は、次のとおりとすること。
 - ・オフセットより上部の立て管の管径は、そのオフセットの上部の負荷流量によって、通常の立て管として定めること。
 - ・オフセットの管径は、排水横主管として定めること。
 - ・オフセットより下部の立て管の管径は、オフセットの管径と、立て管全体に対する負荷流量によって定めた管径とを比較し、いずれか大きいほうとすること。



注 オフセットとは、配管経路を平行移動するH的で、エルボ又はベンド継手で構成されている移行部分をいう。

図-3 排水立て管のオフセット

表-3 器具のトラップの最小口径

器具	トラップの最小口径 (mm)	器具	トラップの最小口径 (mm)
大便器	75	水飲器	30
小便器 (小型)	40	浴槽 (和風)	30
小便器 (大型)	50	浴槽 (洋風)	40
洗面器 (小・中・大形)	30	調理流し	40
		掃除流し	65
手洗器	25	洗濯流し	40
洗髪器	30	汚物流し	75

(SHASE-S206-2009)

③ 管径決定

屋内排水管の管径決定方法は、定常流量法及び器具排水負荷単位法がある。これらの方法により管径を求め、前記 1.3.1①、②の項目を満足していることを確認して合理的に定めなければならない。

定常流量法：給排水衛生設備基準・同解説（SHASE-S206-2009）に規定されている方法で、最大排水流量のほかに、1回当たりの排水量や排水時間、使用頻度や負荷の重なる確率を考慮したもの。器具平均排水流量、器具排水量及び器具平均排水間隔から定常流量を求めて管径を定める方法で負荷流量を予測することができる。

器具排水負荷単位法：各種の衛生器具の最大排水流量を標準器具（洗面器）の最大排水流量で除して得られる器具単位に、同時使用率等を考慮してその器具の器具排水負荷単位を定め、排水管に接続している衛生器具の器具排水負荷単位の累計から管径を求める方法。従来から用いられてきた方法で給水設備と排水設備を合わせて設計する場合に計算しやすい等の利点がある。

④ 勾配

排水管の勾配は表-4を標準とすること。

表-4 排水横管の管径と勾配

管径 (mm)	最小勾配
65以下	1/50
75、100	1/100
125	1/150
150以上	1/200

(SHASE-S206-2009)

⑤ 管種

(ア)屋内配管は、配管場所の状況や排水の水質等によって、硬質塩化ビニル管等の非金属管や鋳鉄管、鋼管等の金属管又は複合管を条件に合わせて適切に選定すること。

(イ)硬質塩化ビニル管を選定する場合で、戸建住宅等の屋内配管には通常VU管を使用し、戸建住宅以外の屋内配管ではVP管の使用を標準とすること。

(ウ)地中に埋設する管は、建物や地盤の不等（不同）沈下による応力や土壌による腐食を受けやすいことから、排水性状、耐久性、耐震性、経済性、施工性等を考慮して適したものを選定すること。

(エ)配管類の接続は、所定の接合材、継手類を使用し、材料に適応した接続方法により行うこと。

(オ)温水器のドレン、食洗器等で高温排水になる場合は耐熱性のある管種を選定することが望ましい。

1.3.2 トラップ、防臭器具

- ① 排水管へ直結する器具には、配管場所の状況や排水の水質等によって発生するガス、臭気、衛生害虫等が器具を経て屋内に侵入するのを防止するためにトラップを設けなければならない。
 - (ア) トラップの封水深は5 cm以上10 cm以下とし、封水を失いにくい構造とすること。
 - (イ) 2重にトラップを設けてはならない。
 - (ウ) 排水自身の流水により排水路を洗浄する自浄作用を有する構造とすること。
 - (エ) 材質は耐食性、非吸水性で表面は平滑なものとする。
 - (オ) 器具トラップは、封水部の点検が容易で、かつ掃除しやすい箇所に十分な大きさのねじ込み掃除口のあるものでなければならない。ただし、器具と一体に造られたトラップ又は器具と組み合わされたトラップで、点検又は掃除のためにトラップの一部が容易に取り外せる場合はこの限りでない。
 - (カ) 器具排水口からトラップウェアまでの垂直距離は、60 cmを超えてはならない。
 - (キ) 床排水トラップは取り外しができるストレーナーを備えているものとする。
 - (ク) 大便器は原則としてトラップ付を用いること。

- ② トラップの封水は、自己サイホン作用、吸出し作用、はね出し作用、毛管現象、蒸発などの原因によって破られるため、適切な通気と配管により防止しなければならない。

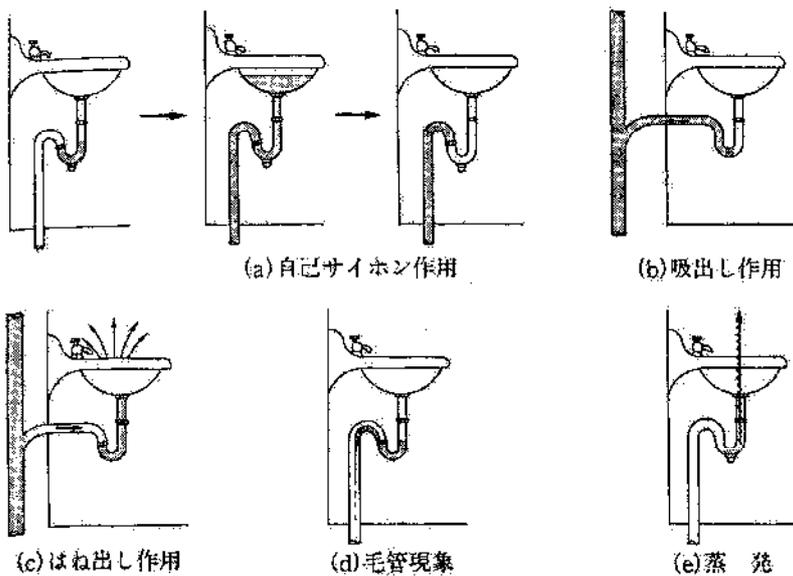
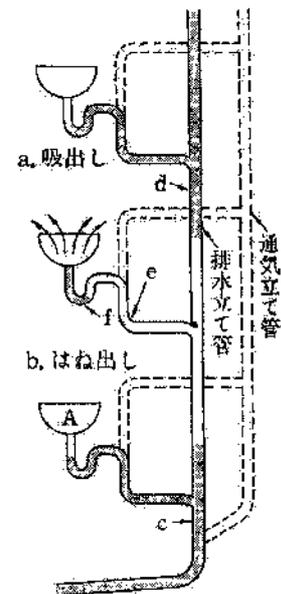


図-4 トラップと封水の破られる原因



注 破線で示した通気管で封水は保護される。

図-5 吸出し作用とはね出し作用

1.3.3 ストレーナー

- ① 浴場、流し場等の汚水流出箇所には、固形物の流下を阻止するためにストレーナーを設けること。
- ② 装置は、清掃が容易にできるように取り外しが可能なスクリーン又はこれと類似の器具を備えたものとする。

- ③ ストレーナーの開口有効面積は、流出側に接続する排水管の断面積以上とし、目幅は直径8mmの球が通過しない大きさとする。

1.3.4 掃除口

排水管には、管内の掃除が容易にできるように適切な位置に掃除口を設けること。

① 掃除口の設置箇所

(ア)排水横主管及び排水横枝管の起点

(イ)延長が長い排水横主管及び排水横枝管の途中

排水横主管及び排水横枝管の掃除口の取付け間隔は、管径が100mm以下の場合は1.5m以内、100mmを超える場合は3.0m以内に設けること。

(ウ)排水管が45°を超える角度で方向を変える箇所

(エ)排水立て管の最下部又はその付近

(オ)排水横主管と屋外排水管の接続箇所に近い所（ますで代用してもよい）

(カ)排水立て管と通気立て管の接続箇所

(キ)その他必要と思われる箇所

② 掃除口の構造

(ア)掃除口の口径は、排水管の管径が100mm以下の場合は排水管と同一口径、また100mmを超える場合は100mmより小さくしてはならない。

(イ)掃除口の周囲には容易に掃除ができるよう必要な空間を確保すること。

(ウ)掃除口のふたは、漏水がなく臭気もれない密閉式のものとする。

(エ)掃除口が隠ぺいとなる場合には、点検口等を設け、掃除に支障とならないようにすること。

1.3.5 床下集合配管システム

床下集合配管システムの使用にあたっては、次の事項に特に注意すると共に、使用する床下集合配管システムを十分理解したうえ、維持管理上の問題が生じないように設置すること。

- ① 床下集合配管システムは、適切な口径・勾配を有し、建築物の構造に合わせた適切な支持、固定をすること。
- ② 床下集合配管システムは、汚水の逆流や滞留が生じない構造であるようにすること。
- ③ 床下集合配管システムは、保守点検、補修、清掃が容易にできるよう建築物に十分なスペースを有する点検口を確保すること。
- ④ 床下点検口を適切な位置に設置し、排水ヘッダまで到達できるようにすること。
- ⑤ 維持管理が確実にいえるようにすること。
- ⑥ 通気が必要な場合は確実に通気管を設置すること。
- ⑦ 製品メーカーの使用条件や設置注意事項などに従って設置すること。
- ⑧ 床下集合配管システムからの排水の合流点または、段差付きますを使用することが望ましい。

1.3.6 間接排水

食品関係機器及び医療関係機器、その他の下水の逆流並びに下水ガス及び害虫の侵入等による衛生上の障害が生じる恐れのある箇所の排水は、適切な排水口空間を設けて間接排水とすること。

① 間接排水とする機器と装置

(ア) サービス用機器

- ・冷蔵関係 冷蔵庫、冷凍庫、ショーケース等食品冷蔵、冷凍機器
- ・ちゅう房関係 皮むき機、洗米機、蒸し器、製氷機、食器洗浄機、消毒器、カウンタ流し、食品洗い用流し、すすぎ用流し等のちゅう房用機器
- ・洗濯関係 洗濯機、脱水機等洗濯用機器
- ・水飲器 水飲器、飲料用冷水器、給茶器等

(イ) 医療機器関連

蒸留水装置、滅菌水装置、滅菌器、滅菌装置、消毒器、洗浄器、洗浄装置等の医療・研究用機器

(ウ) 水泳用プール

プール自体の排水、周縁に設けられたオーバーフロー口からの排水、周縁歩道の床排水及びろ過装置からの逆洗水

(エ) 噴水

噴水池自体の排水及びオーバーフロー並びにろ過装置からの逆洗水

(オ) 配管や装置の排水

- ・各種の貯水タンク、膨張タンク等のオーバーフロー及び排水
- ・上水、給湯及び飲料用冷水ポンプの排水
- ・排水口を有する露受け皿、水切り等の排水
- ・上水、給湯及び飲料用冷却水系統の水抜き
- ・消火栓、スプリンクラー系統等の水抜き
- ・逃し弁の排水
- ・圧縮機等の水ジャケットの排水
- ・冷凍機、冷却塔及び冷媒、熱媒として水を使用する装置の排水
- ・空気調和用機器の排水
- ・上水用の水処理装置の排水

(カ) 蒸気系統と温水系統の排水

ボイラや熱交換器及び給湯用タンクからの排水及び蒸気管のドリップ等の排水は間接排水とし、45℃以下に冷却した後、排水すること。

② 間接排水の配管及び管径

(ア) 配管長が1500mmを超える間接排水管には、その機器や装置に近接してトラップを設けること。

(イ) 間接排水管は、容易に掃除及び洗浄ができるように配管すること。

(ウ) 間接排水管は、機器や装置及び排水の種類によって排水系統を分けること。

(エ) 間接排水管の管径は1.3.1 排水管の項目に従うこと。

③ 排水口空間

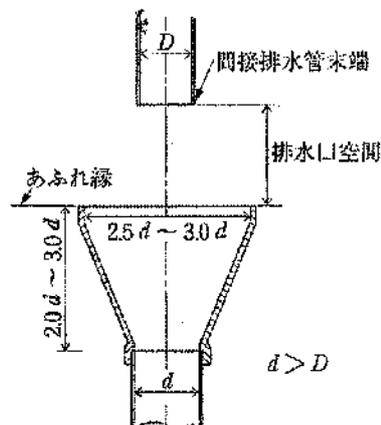
間接排水とする機器や装置の排水管（間接排水管）は、原則としてその機器や装置ごとに、一般の排水系統に接続した水受け容器のあふれ縁より上方に排水空間をとって開口すること。

排水口空間は表－５のとおりとすること。

表－５ 間接排水の排水口空間

間接排水管の管径 (mm)	排水口空間 (mm)
25以下	最小50
30～50	最小100
65以上	最小150

(SHASE-S206-2009)



図－６ 排水口空間

④ 水受け容器

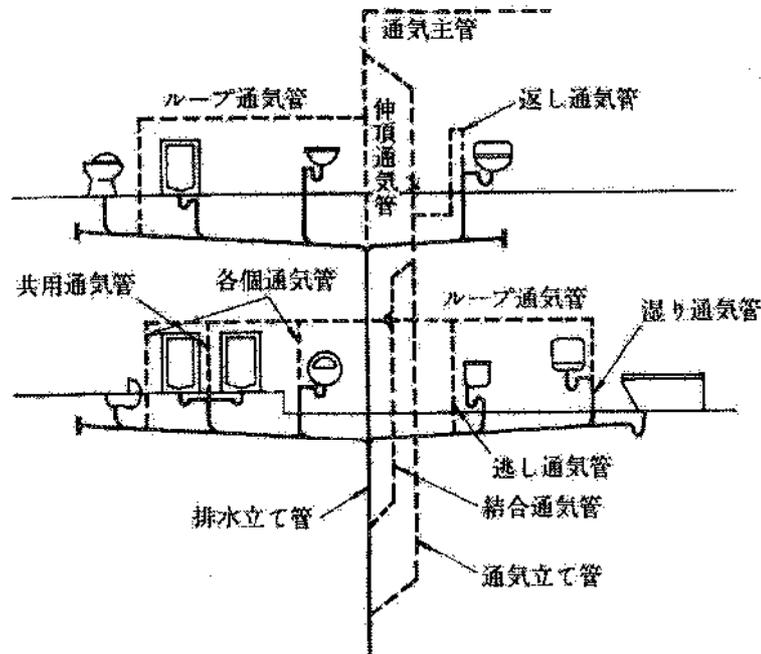
(ア) 水受け容器はトラップを備え、排水が跳ねたりあふれたりしないような形状、容量及び排水口径を持つものとする。

(イ) 手洗、洗面、料理等の目的に使用される器具は間接排水管の水受け容器と兼ねてはならない。

(ウ) 便所、洗面所及び換気のない場所等は避け、常に容易に排水状況が確認できる場所に設置すること。

1.3.7 通気管

排水設備を備えた建築物には、排水トラップの封水の保護、排水管の円滑な流水及び有害・有毒ガスの換気等の目的のために排水系統に通気系統（通気管）を設けること。



図－7 各種通気管の種類

① 通気管設置

- (ア)排水系統には、各個通気方式、ループ通気方式、伸頂通気方式等を必要に応じて適切に組み合わせさせた通気管を設けること。
- (イ)器具との組み合わせにおいて、自己サイホン作用を生じやすいトラップには、各個通気管を設けることが望ましい。
- (ウ)各個通気方式又はループ通気方式の場合には、必ず通気立て管を設けること。
- (エ)排水立て管の上部は、伸頂式通気管として延長し、大気中に開口すること。
- (オ)間接排水系統及び特殊排水系統の通気管は、他の排水系統の通気系統に接続せず、単独に、かつ衛生的に大気中に開口すること。これらの排水系統が2系統以上ある場合も同様とすること。
- (カ)通気立て管と雨水立て管とは、兼用してはならない。
- (キ)通気管は、排気用ダクトに接続してはならない。
- (ク)通気立て管の上部は、管径を縮小せずに延長し、その上端は単独に、かつ衛生上有効に大気中に開口するか、最高位の衛生器具のあふれ縁から150mm以上高い位置で伸頂通気管に接続すること。
- (ケ)通気立て管の下部は、管径を縮小せずに最低位の排水横枝管より低い位置で排水立て管に接続するか、又は排水横主管に接続すること。
- (コ)屋根を貫通する通気管は、屋根から200mm以上立ち上げて大気中に開口すること。
- (サ)屋根を庭園、運動場、物干し場等を使用する場合には、屋上を貫通する通気管は屋上から2m以

上立ち上げて大気中に開口すること。

(シ)通気管の末端が、建物及び隣接建物の出入口、窓、換気口等の付近にある場合は、それらの換気用開口部の上端から600mm以上立ち上げて大気中に開口すること。

換気用開口部の上端から600mm以上立ち上げられない場合は、各換気用開口部から水平に3m以上離すこと。また、通気管の末端は、建物の張出し部の下方に開口しないようにすること。

(ス)2階建ての建築物において、2階に大便器と他の衛生器具の器具排水管が同一の排水横枝管等に接続する場合は、通気管を設けるか、又は排水管の管径を大きくするなどの適切な措置を講ずること。

② 通気管の勾配

すべての通気管は、管内の水滴が自然流下によって排水管へ流れるようにし、逆勾配にならないように排水管に接続すること。

③ 通気管の取り出し方法

(ア)排水横枝管から通気管を取り出す場合は、排水管断面の垂直中心線上部から、垂直ないし45°以内の角度で取り出すこと。

(イ)横走りする通気管は、その階における最高位の器具のあふれ縁から少なくとも150mm上方で横走りさせること。ループ通気方式等をやむを得ず通気管を床下等の低位で横走りさせる場合に他の通気枝管又は通気立て管に接続するときは、上記の高さ以上とすること。

④ 通気管の管径

通気管の管径決定方法は、排水管と同じく定常流量法(SHASE-S206-2009(給排水衛生設備基準・同解説))及び器具排水負荷単位法がある。これらの方法により管径を求め、下記の基本的事項の内容を満足していることを確認して管径を設定すること。

通気管の管径は次の基本的事項による。

(ア)最小管径は30mmとすること。排水槽に設ける通気管の管径は50mm以上とすること。

(イ)ループ通気管の場合は次のとおりとすること。

I. ループ通気管の管径は、排水横枝管と通気立て管のうち、いずれか小さい方の管径の1/2より小さくしない。

II. 排水横枝管の逃し通気管の管径は、接続する排水横枝管の管径の1/2より小さくしない。

(ウ)伸頂通気管の管径は、排水立て管の管径より小さくしないこと。

(エ)各個通気管の管径は、接続する排水管の管径の1/2より小さくしないこと。

(オ)排水立て管のオフセットの逃し通気管の管径は、通気立て管と排水立て管とのうち、いずれか小さい方の管径以上とすること。

(カ)結合通気管の管径は、通気立て管と排水立て管とのうち、いずれか小さい方の管径以上とすること。

1.3.8 阻集器

汚水に油脂、ガソリン（鉱油）、土砂等が含まれ、排水設備及び公共下水道施設の排水機能を著しく妨げる、又は損傷するおそれがある場合は、阻集器を設けなければならない。

① 阻集器設置上の留意点

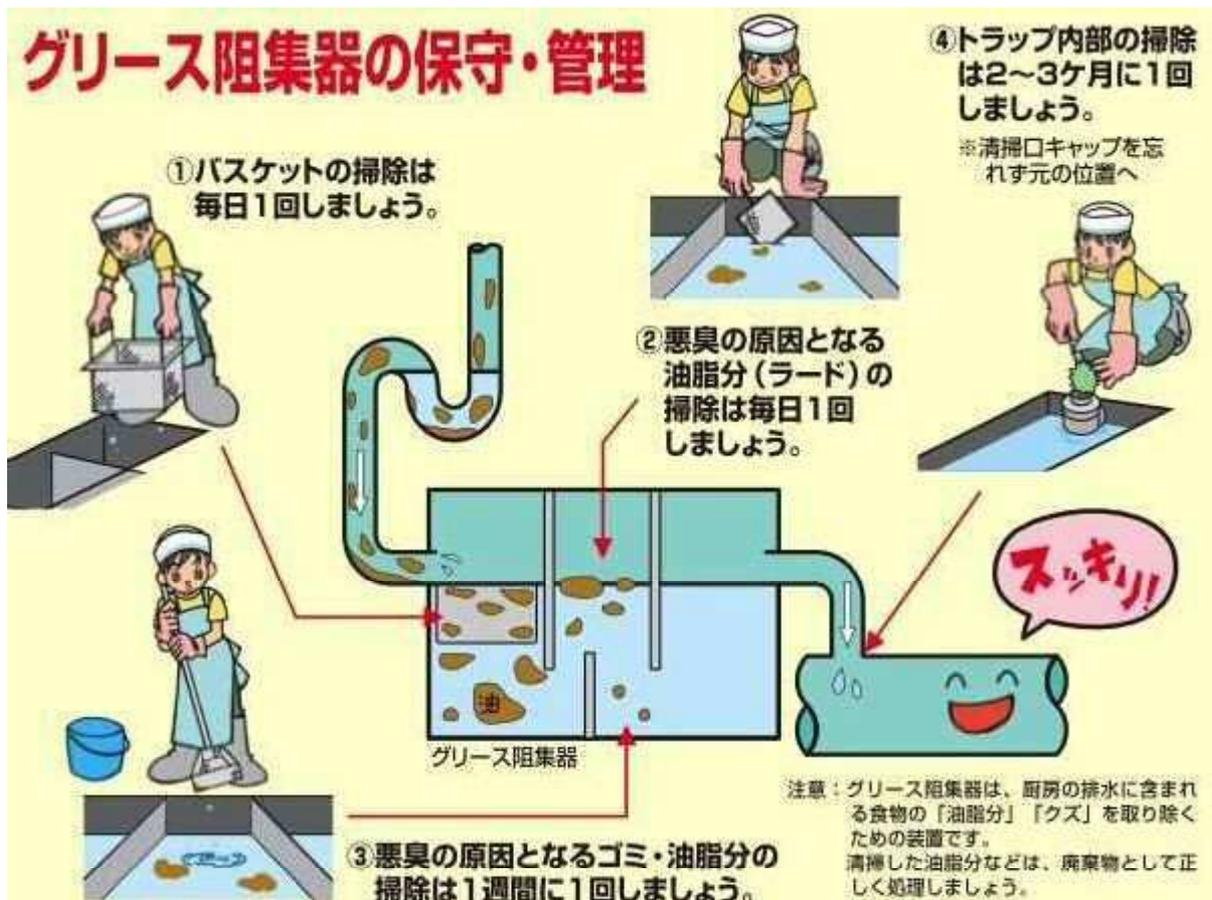
- (ア)使用目的に適合した阻集器を有効な箇所に設けること。その位置は、容易に維持管理ができ、有害物質を排出するおそれのある器具又は装置のできるだけ近くに設置すること。
- (イ)阻集器は汚水から油脂、ガソリン、土砂等を有効に阻止分離できる構造とし、分離を必要とするもの以外の下水を混入させてはならない。
- (ウ)保守点検が容易にできる構造とし、材質はコンクリート製・ステンレス製又は樹脂製等の不透水性、耐食性のものとする。
- (エ)原則としてトラップ機能を有するものとし、トラップの封水深は50mm以上とすること。
- (オ)阻集器の選定方法、容量計算等は、公益財団法人日本下水道協会発行「下水道排水設備設計指針と解説」を参照すること。

② 阻集器の種類

- (ア)グリース阻集器（グリーストラップ）
営業用厨房（特にラーメン店、中華料理店）や社員・従業員用厨房及び食品加工製造工場等には、グリース阻集器を設置しなければならない。
- (イ)オイル阻集器（オイルトラップ）
水栓が設置されている駐車場及び営業用洗車場、ガソリンスタンド、自動車修理工場、機械式駐車場等には、オイル阻集器を設けなければならない。
- (ウ)サンド阻集器（サンドトラップ）
排水中に泥、砂、セメント等を多量に含むときは、固形物を分離し、15cm以上の泥だめを有するサンド阻集器を設けなければならない。
- (エ)その他阻集器（ヘアトラップ、ランドリートラップ、プラスタトラップ等）
事業所等において、毛髪、糸くず、布くず、プラスタ、貴金属等の不溶性物質を排水する場合には、それぞれの不溶性物質に適した阻集器を設けなければならない。

③ 阻集器の維持管理

- (ア)阻集器に蓄積したグリース、可燃性廃液等の浮遊物、土砂、その他沈殿物は、定期的（通常グリース阻集器は1週間に1回程度）に除去しなければならない。（図8参照）
- (イ)阻集器から除去したごみ、汚泥、廃油等の取扱いは「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等の関係法令により処分しなければならない。ただし再利用する場合はこの限りでない。



図ー8 グリース阻集器維持管理例

1.3.9 ディスポーザ

- ① 生ごみを受け入れることを前提とした下水道の整備が行われていないため、ディスポーザ(単体)の利用は認めないこととする。
- ② 公益社団法人日本下水道協会の定める「下水道のためのディスポーザ排水処理システム性能基準(案)(平成25年3月)」に基づき同協会の製品認証を受けたものについては、設置にかかる協議を行い採用の可否を判断する。
- ③ ディスポーザ排水処理システムを設置する場合には、「ディスポーザ排水処理システム設置届」及び「ディスポーザ排水処理システム設置届添付書類一覧表」に記載されている書類を管理者に提出すること。

1.3.10 排水槽

下水を自然流下によって直接公共下水道に排出できない場合は、排水槽を設置し排水ポンプで排出すること。また、次の点に留意し設置すること。

- ① 排水槽は、原則として汚水、雑排水、湧水(地下ピット排水等)別に設置するのが望ましい。
- ② ポンプ送水管と自然流下系排水管の接合はまず接合とし、会合部は逆流及び跳ね水等を防止し円滑に流下するような合流角度及びインバートの形状を考慮すること。
- ③ ポンプ送水管を接続せずに直接接続しないこと。

- ④ 排水槽は、構造、維持管理が適切でないと悪臭発生の原因となるため、下水道法施行令第8条に従い臭気の発散しない措置を講じること。なお、清掃時に発生する廃棄物は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の規定に基づいて処理し、公共下水道に投棄してはならない。
- ⑤ 水洗便所のし尿等の排水系統又は雑排水系統の排水槽には、通気管を設置すること。通気管は他の排水系統の通気管とは接続せず、単独で大気中に開口し、その開口箇所等は、臭気等に対して衛生上、環境上十分に配慮するとともに通気管の管径は50mm以上とすること。

1.3.11 雨水排水

屋根及びベランダ等に降った雨水は、雨どい等を経由して排水管及びますに排水すること。

- ① 雨どい及び雨水管は排水に支障のない構造で、降雨量を排除できる通水面積を確保すること。
 - ② 雨水管は、屋内汚水排水管及び通気管に接続しないこと。
 - ③ 公共下水道の排除方式に合わせて、分流式は屋外雨水管・ますに、合流式の場合は屋外合流管・ますに接続すること。なお、雨水管を合流式の屋外合流管・ますに接続する場合はトラップを設けなければならない。
 - ④ 雨水立て管及び雨水横管は接続する屋根面積（水平投影面積）から管径を求めること。なお、建物壁面に吹き付ける雨水でその下部の屋根等に流下する場合は考慮する必要がある場合には、壁面積の50%を下部の屋根面積に加算すること。
- 〔参考として、降雨強度100mm/時間を基準として許容最大屋根面積に対する雨水立て管および雨水横管の管径の求め方を表-6に掲載する。〕
- ⑤ 敷地排水管等の管径計算は、1.4.2 排水管によること。

表-6 許容最大屋根面積に対する排水管径【許容最大水平投影屋根面積（単位：㎡）】

管径 (mm)	雨水立て管	雨水横管							
		配管勾配							
		1/50	1/75	1/100	1/125	1/150	1/200	1/300	1/400
50	67								
65	135	97	79						
75	197	141	116	100					
100	425	306	250	216	193	176			
125	770	554	454	392	351	320	278		
150	1250	904	738	637	572	552	450		
200	2700		1590	1380	1230	1120	972	792	688
250				2490	2230	2030	1760	1440	1250
300					3640	3310	2870	2340	2030
350						5000	4320	3530	3060
400							6160	5040	4360

注1) 屋根面積はすべて水平に投影した面積とする。ただし高層マンション等の水平投影面積が大きい建物の場合は、別途協議すること。

注2) 流速が0.6m/秒未満又は、1.5m/秒を超えるものは対象外とする。

1.4 屋外排水設備

1.4.1 屋外排水設備の計画

- ① 排水管の排水系統、配管経路等の計画は、下水の水量及び排水箇所、接続ます等の位置、敷地の形状及び利用状況を確認のうえ、維持管理を考慮して計画すること。
- ② 接続ますがない場合又は位置、構造等の変更（コンクリートますを塩化ビニル小口径ますに変更）が必要な場合は、直ちに所定の申請手続きを行うこと。
- ③ 地域によって排除方式が合流式、分流式に分かれているため、排除方式に合わせた排水系統の配管の布設を行うこと。
- ④ 雨水を側溝、水路等の公共水面に排水するときは、それらの構造、位置を調査し、必要最小限度の個数で最大限の効果が得られるよう関係機関（道路管理者及び河川管理者）と調整すること。
- ⑤ 工場、事業場の排水は、一般の排水と分離した別系統で接続ますに接続することが望ましい。
- ⑥ 構造等は、法令等の基準に適合し、かつ円滑な排水機能を有するものとする。

1.4.2 排水管

- ① 排水管の設置（取付管は除く）
 - (ア) 排水管の選定は、下水の水質、水量、布設場所の状態、載荷条件などを考慮して決定すること。
 - (イ) 排水管の構造は、原則として暗渠とするが、雨水のみ排除するときは側溝等の開渠とすることができる。
 - (ウ) 汚水管及び合流管（雨水管を含む）は、原則として敷地内において1本の排水管にまとめて、接続ますの底部に接続すること。ただし、接続ますが落差調整ます（フリーインバートます等）の場合、できる限り低い位置で、ホルソー受け口もしくは支管を用いて接続すること。
 - (エ) 分流地域において雨水管は、原則として敷地内雨水最終ますから側溝、水路等に接続すること。
 - (オ) 雨水排水管を側溝に接続する際は、接続箇所を基本1箇所に集約すること。
 - (カ) 排水管の埋設深さは敷地の地盤高、接続ますの深さを考慮し、最長延長の排水管の起点ますを基準として管路延長、勾配によって下流に向かって計算すること。
 - (キ) 排水管の延長は管路延長とし、ますの深さ、排水管の管底の計算は、管路延長により行うこと。
 - (ク) 汚水管と雨水管が並行する場合は、原則として汚水管を建物側にすること。
 - (ケ) 汚水管は、建物から1 m以内の位置に配管することが望ましい。
 - (コ) 汚水管と雨水管が上下に並行することは避け、交差する場合は汚水管が下に、雨水管が上になるようにすること。
 - (サ) 配管は、施工及び維持管理の観点からできるだけ建物、池、樹木等の下を避けること。
 - (シ) 排水管と他の管、構造物との離隔は、維持管理に支障ないよう必要な距離を確保すること。
 - (ス) 排水管は、下流側の管径を縮小してはならない。
 - (セ) 節水型便器や超節水型便器を採用する場合は、汚物の滞留、詰り等の不具合が生じないように、接続ますまでの距離、勾配、便器以外の排水器具やますの配置状況などの配管条件を十分に検討し、計画すること。

② 管径及び勾配

(ア)排水管は原則として自然流下方式であり、下水を支障なく流下させるために適切な管径、勾配とすること。

(イ)管内の流速が、0.6～1.5 m/秒の範囲となるように管径、勾配を決めること。ただし、やむを得ない場合は、最大流速を3.0 m/秒とすることができる。

(ウ)屋外排水設備の設計は、個々の流量計算を行わないで、表-7、表-8を標準として管径及び勾配を定めることとする。

I. 汚水管の管径と勾配

汚水のみを排除すべき排水管の管径及び勾配は、表-7に定めるところによるものとし、排水管の断面積は、同表の排水人口の区分に応じた管径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。

表-7 管径及び勾配の基準（汚水）

排水人口（人）	管径（mm）	勾配
150未満	100以上	100分の2以上
150以上300未満	125以上	100分の1.7以上
300以上500未満	150以上	100分の1.5以上
500以上	200以上	100分の1.2以上

一つの建物から排除される汚水の一部を排除する排水管で、管径が75mm以下の場合、管路延長は3m以下（勾配100分の3以上）にすること。

II. 雨水管又は合流管の管径と勾配

雨水又は合流水を排出する排水管の管径及び勾配は表-8により排水面積から定めるところによるものとし、排水管の断面積は、次表の排水面積の区分に応じた管径の排水管と同程度以上の流下能力のあるものとする。

表-8 管径及び勾配の基準（雨水又は合流）

排水面積（㎡）	管径（mm）	勾配
200未満	100以上	100分の2以上
200以上400未満	125以上	100分の1.7以上
400以上600未満	150以上	100分の1.5以上
600以上1500未満	200以上	100分の1.2以上
1500以上	250以上	100分の1以上

一つの敷地から排除される雨水及び合流水の一部を排除する排水管で、管径が75mm以下の場合、管路延長は3m以下（勾配100分の3以上）にすること。

III. その他の場合

屋外排水設備の設計で、個々に敷地内の排水計算を行う場合は、公益社団法人日本下水道協会発行「下水道排水設備指針と解説」により所要の流速、流量が得られる管径、勾配を選定すること。

- ・工場、事業場、商業ビル及び集合住宅等で通常より排水流量の増加が見込まれる場合には流量に応じて管径及び勾配を定めること。
- ・管径が250mm以上の場合は、別途計算により算出すること。

※なお下水道法施行令では、排水管の施工上の問題、維持管理を考慮して、排水管の勾配をやむを得ない場合を除き100分の1以上とすると規定しているので、硬質塩化ビニル管を使用する場合でも100分の1以上とするのが望ましい。

③ 管種

- (ア)排水管の材料は、水質、布設場所の状況、荷重、工事費、維持管理等を考慮して定めること。
- (イ)原則として、地中配管部にはVU管を使用すること。
- (ウ)露出配管は原則行わないこと。ただし、やむを得ず露出配管とする場合は、管の損傷を防ぐため適切な材料（VP管等）で設置するか補強、保護を行うこと。

④ 土被り

- (ア)車両の通行がある箇所においては、排水管を保護するために適切な処置を講ずること。
- (イ)排水管の最小土被りは、宅地内では20cm以上とする。ただし、地形状の理由等により、やむなく規定の土被りが取れない場合は、管が損傷しないように、防護その他管種変更等の措置を行うこと。

1.4.3 ます

① ますの設置箇所（接続ますは除く）

ますの設置箇所は、次のとおりとすること。

- (ア)排水管の起点、終点、会合点及び屈曲点、その他維持管理上必要な箇所
- (イ)排水管の管種、管径及び勾配の変化する箇所
- (ウ)屋内排水管と屋外排水管が接続する箇所
- (エ)排水管の延長が、その管径の120倍を超えない範囲において維持管理上適切な箇所（表－9）
- (オ)新設管と既設管との接続箇所であって流水や維持管理に支障のきたすおそれのある場合

表－9 ますの管径別最大設置間隔（排水管管径の120倍）

管径 (mm)	100	125	150	200
最大間隔 (m)	1.2	1.5	1.8	2.4

② ますの構造

- (ア)ますの材質は、鉄筋コンクリート製又はプラスチック製（硬質塩化ビニル、ポリプロピレン）とし、日本工業規格、日本下水道協会規格、プラスチック・マンホール協会規格の規格品及びこれらと同等以上の性能を有するもので、構造は堅固で耐久性及び耐震性のあるものとする。

- (イ)ますの内径及び内のり幅の大きさは、表－１０、表－１１により接続する排水管の管径、会合本数及びますの深さから定めること。
- (ウ)ますの躯体の継ぎ目箇所は、漏水等のない構造とすること。
- (エ)汚水ます及び合流ますは接続する排水管の内径又は内のり幅に応じ相当の幅のインバート仕上げとすること。
- (オ)インバート部には、原則として２cm程度の落差が設けられているものを使用すること。
- (カ)雨水ますは深さ１５０mm以上の泥だめを設けること。
- (キ)小口径の雨水ますで内径１５０mm及び２００mmの場合、底部に溜まった土砂を容易に取り除けるよう、泥だめバスケット（取手付き）等を設けることが望ましい。

表－１０ コンクリート及びポリプロピレン製ますの基準

種別		ます内径又は内のり幅		
ますの深さ (mm)	会合本数	コンクリート製	ポリプロピレン製 汚水ます	ポリプロピレン製 雨水ます
８００以下	３以下	３００以上	３００	２５０
１０００以下	４以下	３５０以上		３５０
１２００以下	４以下	４５０以上	—	
１５００以上	５以下	６００以上	—	—

表－１１ 小口径（硬質塩化ビニル製）ますの基準

種別		ます内径又は内のり幅 (mm)	
ますの深さ (mm)	会合本数	汚水、合流汚水 宅内ます	雨水宅内ます
１０００以下	３以下	１５０以上	１５０以上
１２００以下	４以下	２００以上	２００以上
１５００以下	４以下	３００以上	３００以上

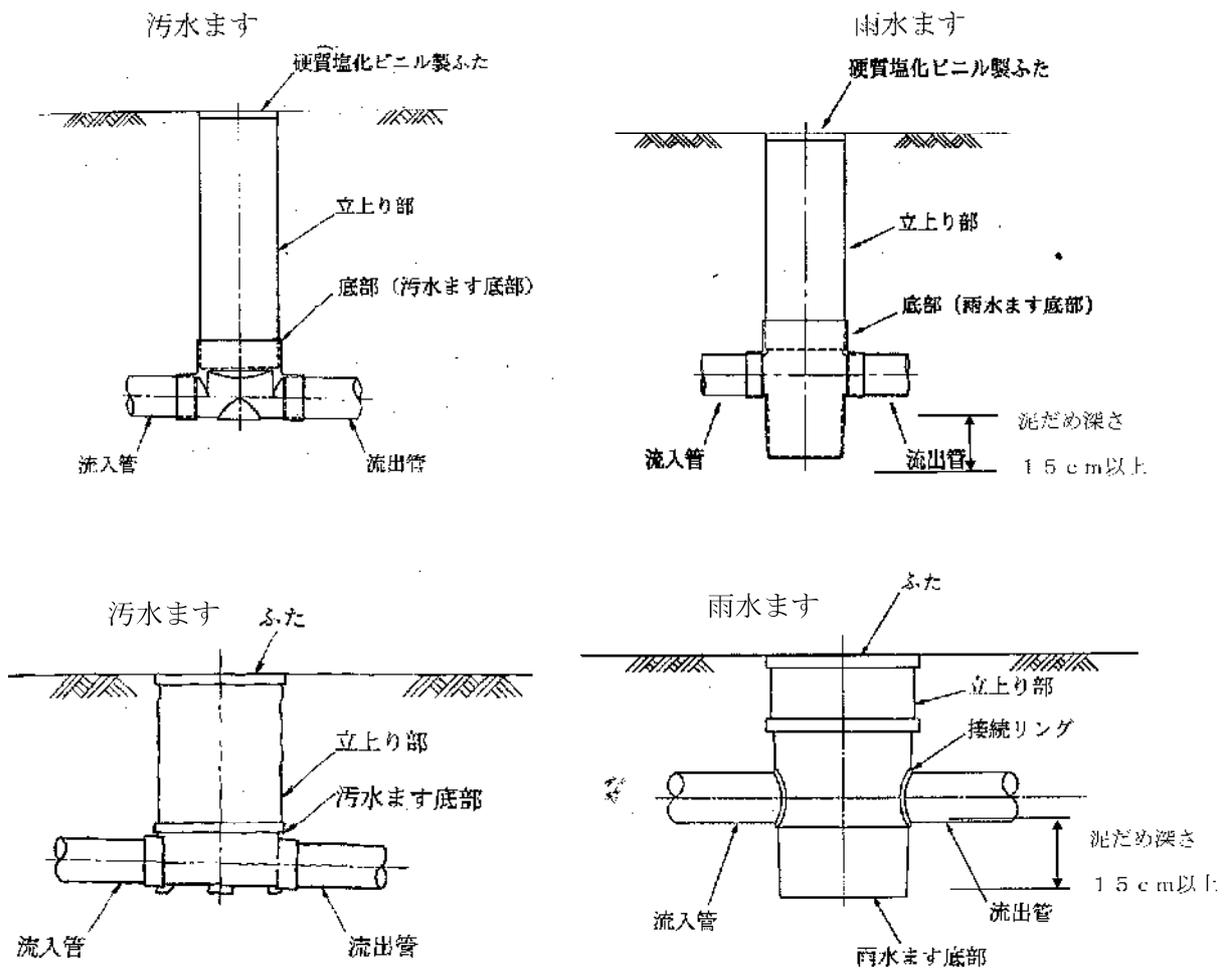


図-9 硬化塩化ビニル製ます及びポリプロピレン製ますの例

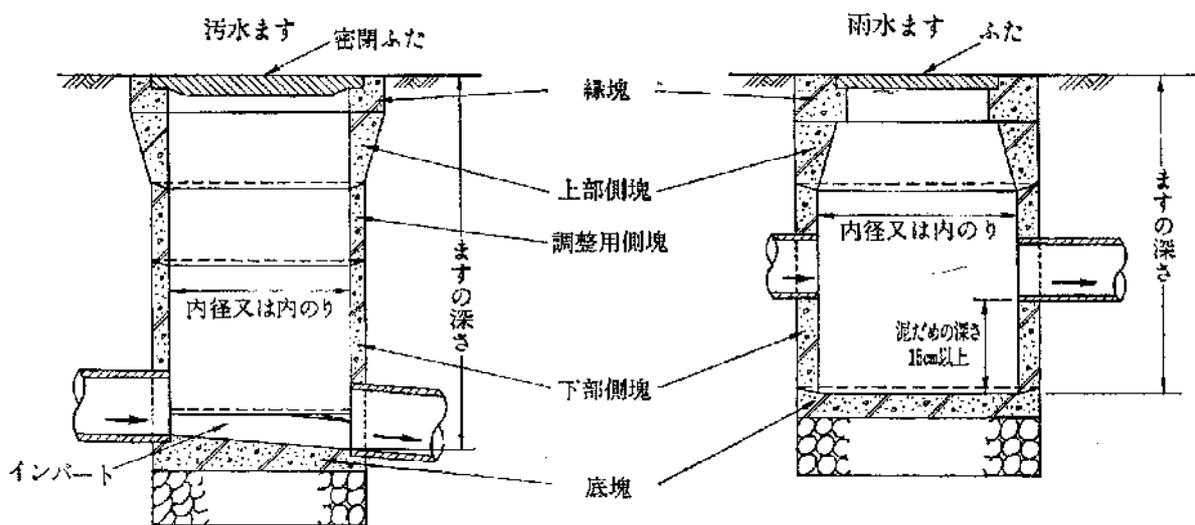


図-10 鉄筋コンクリート製ますの例 (既製ブロック使用)

③ ますの設置

- (ア)トラップますを設置する場合は、原則としてトラップ上部に掃除口を設けること。
- (イ)ますの内部には、水道管、ガス管等を通さないこと。
- (ウ)トイレが最上部にある起点ますは、原則として45°以下の屈曲点ます(45L)を起点ますとすること。
- (エ)トイレ排水の合流するますは、汚物の逆流を防止するため、段差付(3cm段差)ます(45YS、WLS等)を使用すること。ただし、排水設備の設置状況や大便器からの排水がストレートに流下するときはこの限りでない。また、既存住宅のリフォームや接続ますが浅く勾配の確保が困難になる場合は、45°合流ますを使用することができる。

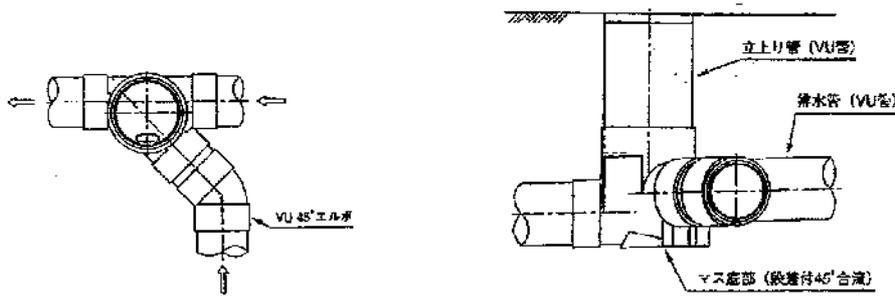


図-11 便所からの排水が直接流入するますの例

- (オ)トイレからの排水管を取り付けるますの下流に、近接してトラップ付きますを設置する場合は、し尿を含んだ排水が遠心力で跳ね上がり汚物を送り込むおそれがあるため、原則として50cm以上離して設置すること。
- (カ)トイレからの排水管は、原則として壁から1m以内の所にますを設置すること。
- (キ)ますの設置場所は、浸水のおそれのない場所とすること。
- (ク)排水槽のポンプ送水管は汚水ます・合流ますに接続し、接続ますに直接接続しないこと。

④ ふた

- (ア)ふたは、日本下水道協会等の規格品を使用し、土地の利用形態に応じてその荷重等に耐えられるものを使用すること。
- (イ)小口径ますの上部が車両の乗り上げ等で損傷するおそれがある場合は、防護ふたを用いて保護すること。
- (ウ)汚水及び合流ますふたは、密閉構造及び特殊な器具を用いなくて開閉のできる構造とすること。
- (エ)雨水ますふたは、コンクリート製、鋳鉄製又はプラスチック製とし、格子蓋を用いることができる。
- (オ)近年、集中豪雨等によって下水道本管内の空気が逆流しトイレ等が噴き出す現象がみられるため、接続ますから上流の1箇所目のますに圧力開放ふたを設置することが望ましい。

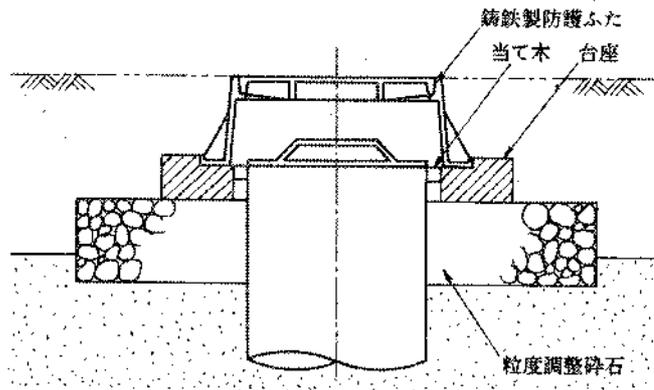


図-12 防護ふたの例

1.4.4 特殊ます

- ① 著しく勾配が変化し落差調整の必要がある場合は、原則としてドロップますを使用すること。ドロップます等の底部の曲がり管は、下水を円滑に排水できるよう大曲リエルボ等を使用すること。
- ② 接続ますへ接続するドロップますは、接続ますの上流側0.5m～1.0m程度の距離を空けること。

硬質塩化ビニル製

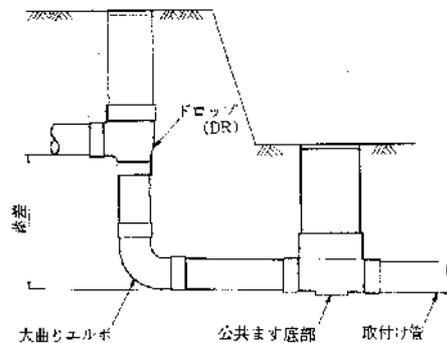


図-13 ドロップますの例

1.4.5 トラップ付きます

- ① 排水設備等から下水臭気の侵入を防ぐため、原則として器具トラップを設置するが、既設排水設備等で器具トラップの取り付けが困難な場合はトラップ付きますを使用すること。
- ② 合流地域において雨水排水と汚水排水が合流する箇所には、トラップ付きますを使用すること。
- ③ トラップますの口径は75mm以上、封水深さは5cm以上10cm以下とすること。
- ④ トラップますの掃除口の口径は75mm以上とすること。(縦どい50mmの場合は50mmとする。)
- ⑤ トラップは硬質塩化ビニル製の堅固なものとし、肉厚は管類の規格に適合するものとする。
- ⑥ 二重トラップとしてはならない。器具トラップを有する排水管はトラップますのトラップ部に接続しないこと。

1.4.6 掃除口

- ① 屋外排水設備において、排水管の起点、会合点、屈曲点、中間点には、ます径150mm以上のますを設ける必要があるが、敷地利用の関係上、ますを設置できない場合に掃除口を設けることができる。
- ② 掃除口では管内の点検が困難で下流方向の掃除しかできない欠点があるため、掃除口の使用は極力避けることが望ましいが、やむを得ず掃除口を設置する場合には、その形状及び構造は掃除道具が無理なく十分に使用できる形と大きさを有するものとする。
- ③ 掃除口の口径は、100mm以上とすること。ただし、排水管の口径が100mm未満の場合は、排水管と同口径としてもよい。

1.5 雨水浸透施設

近年、都市開発の進展した流域では、いわゆる「都市型水害」が起きています。これは流域の保水・遊水機能が低下したことによって下水道施設等の処理能力を超える雨水が流入して起こる水害です。

このため、従来からとられていた河川改修、下水道整備のほかに、流域の保水・遊水機能の回復や雨水の流出抑制など総合的な治水対策が必要となってきました。

雨水の流出抑制対策としては、雨水貯留浸透施設があり浸透施設と貯留施設がありますが、本市では浸透施設によるものを採用しています。

雨水浸透施設とは、宅地に降った雨水を地下に浸透させる施設であり、雨水浸透ます、雨水浸透管等があります。これらを設置することによって下水道本管への雨水流出を抑制し浸水被害の防止に努めるものです。

1.5.1 基本的事項

雨水浸透施設の設置にあたっては、次の事項を考慮すること。

- ① 排水区域の下水道雨水排除計画（各処理区の流出係数）に適合したものとすること。
- ② 排水区域の地形、地質、地下水位及び周辺環境等を十分調査すること。
- ③ 雨水の浸透によって地盤変動を引き起こすような場所に設置してはならない。また、浸透性の低い場所に設置する場合は、排水区域の周辺状況等に十分注意して計画すること。
- ④ 浸透施設の選定に当たっては、その排水区に適し、浸透効果が十分なものを選定すること。
- ⑤ 浸透施設は土砂等の目詰まりによって浸透機能が低下するため、適切に維持管理を行うこと。

1.5.2 浸透施設の設置禁止区域

- ① 急傾斜地崩壊危険区域
- ② 地すべり区域
- ③ 擁壁上部の区域
- ④ 隣接地とその他の居住及び自然環境を害するおそれのある区域
- ⑤ 工場跡地、廃棄物の埋立地等で、土壌汚染が予想される区域

1.5.3 浸透施設の設置に注意しなければならない区域

- ① 隣地の地盤が低く、浸透した雨水による影響が及ぶ恐れのある区域
- ② 斜面や低地に盛土で造成した区域
- ③ 既設浸透施設に隣地する区域
- ④ 地下水位が高い区域

1.5.4 浸透施設の構造

① 浸透ます

浸透ますは次の事項を考慮して定めること。

- (ア) 浸透ますの設置個所は、雨水排水系統の起点を浸透ますの起点とし、終点、会合点、屈曲点、その他維持管理上必要な箇所に設けること。
- (イ) 浸透ますの材質はプラスチック、コンクリート製等とすること。
- (ウ) 浸透ますの大きさ、形状及び構造は内径又は内のり 15 cm以上の円形又は角形とし、堅固で耐久性のある構造とすること。
- (エ) 浸透ますは、ますの側面及び底面周辺を 4号砕石等の単粒度砕石で充填し、雨水をますの側面及び底面から地中に浸透させる構造とすること。
- (オ) 浸透ますの底部は、維持管理がしやすく、浸透機能に応じた構造とすること。
- (カ) 浸透ますふたは堅固で耐久性のある材質とし、設置場所に適合した構造とすること。
- (キ) 浸透ますの基礎はますの種類、設置条件等を考慮し適切な基礎を施すこと。
- (ク) 浸透ますは、雨水が浸透し封水できないためトラップますにすることはできない。

② 浸透管（浸透トレンチ）

浸透管（浸透トレンチ）は、次の事項を考慮して定めること。

- (ア) 配管計画は建物の屋根からの排出箇所及び地表面からの雨水流集箇所、側溝等雨水排水施設の位置及び敷地の形状等を考慮して定めること。
- (イ) 管径は、選定した施設の設計浸透量、地形等から定めること。
- (ウ) 勾配は、緩勾配とし浸透能力を十分発揮できるよう考慮すること。
- (エ) 使用材料は、布設場所の状況等を考慮して定めること。
- (オ) 浸透管は、現地の立地条件、浸透機能及び将来の維持管理面（ますの設置）等を考慮して定めること。
- (カ) 浸透管は、管の周囲を 4号砕石等の単粒度砕石で充填し、雨水を管の周囲から地中へ浸透させる構造とすること。
- (キ) 浸透管は、公共下水道の排除方式に従って、適切な箇所に接続すること。
- (ク) 浸透管の沈下、損傷を防止するため必要に応じて基礎や防護を施すこと。

③ 浸透側溝

浸透側溝は次の事項を考慮して定めること。

- (ア) 浸透側溝は布設箇所に応じた蓋掛けを原則とすること。
- (イ) 浸透側溝の両端には、ますを設置し泥溜まりを設けることが望ましい。
- (ウ) 浸透側溝は透水性のものを使用し、その幅は所要の浸透量によって決め、150 mm以上を標準と

すること。

(エ) 浸透側溝は側溝の周辺を4号砕石等の単粒度砕石で充填し、雨水を側面及び底面から地中に浸透させる構造とすること。

(オ) 浸透側溝は地表面の勾配に合わせて設置するため、急勾配の場合は浸透機能を確保することが難しい。急勾配にならない箇所に設置すること

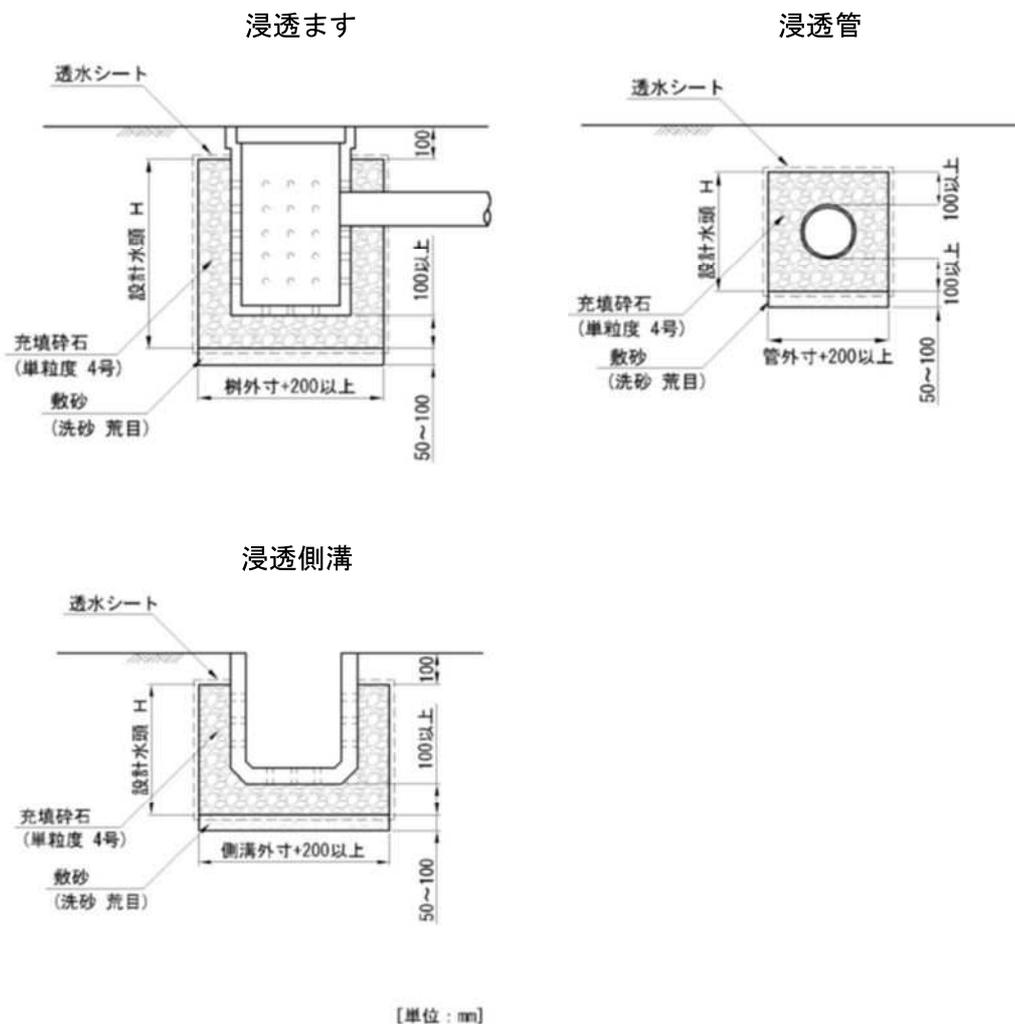


図-14 雨水浸透施設の構造 (参考図)

1.6 除害施設

1.6.1 水質規制

事業場等の排水の中には、そのまま下水道に排除した場合、下水道施設の機能を妨げ、もしくは施設の損傷及び処理が困難な有害物質を含むため処理場からの放流水の水質を悪化させるものがあります。このような廃水については、下水道に排除する前に排除基準に適合する水質にする必要があり、その廃水による障害を除去するための施設を除害施設と言います。

水質規制の対象となる施設には、特定施設(人の健康及び生活環境に被害を生ずるおそれのある物質を含む廃液を排出する施設として水質汚濁防止法で定められた特定施設)のある事業場(特定事業場)と特定施設のない事業場(非特定事業場)があり、下水道法及び尼崎市下水道条例により規制されています。

1.6.2 事業場排水の届出から接続まで

特定事業場と非特定事業場では、届出等の手続きに大きな違いがある。また、事業内容によって除害施設の種類、規模等にも違いがある。除害施設の設置に関する届出等の手続き(浄化センターへ届出)については、事前に調査を行い、関係機関と協議すること。

① 事前調査

事業場の種類、規模及び水質などを調査すること。

② 排水系統

事業場の排水系統については、廃水の水質ごとに別々の系統で排除すること。

③ 除害施設の構造など

除害施設は、廃水の発生量及び水質に対して十分な容量、耐久性、耐食性を有するものとする。

1.6.3 除害施設の設置

除害施設は次のことに留意して設置すること。

- ① 業種内容(生産工程等)及び廃水の種類を把握し、廃水の水質に適した施設とすること。
- ② 事業廃水は、水量・水質の時間変動、季節変動が大きいので、水量・水質の変動を把握すること。
- ③ 除害施設の処理目標値を決めること。
- ④ 施設への雨水混入をさけること。
- ⑤ 維持管理が容易にできる構造とすること。
- ⑥ 設置場所によっては、臭気対策を施すこと。

1.6.4 除害施設の維持管理

除害施設は、維持管理を十分行うことでその機能を発揮するものであり、安定した処理を行うために適正に維持管理しなければならない。

1.7 私道排水設備

1.7.1 一般事項

私道排水設備は、私道(管理者が管理する下水道本管が布設されていない私道)に面した複数の設置義

務者の宅地からの下水を公共下水道に排除する排水設備である。私道は、一般の交通の用に供されているものも多いため設計及び施工にあたっては、周辺環境に十分配慮が必要である。

公共下水道に物件を設置(接続)する場合は、事前に協議を行うこと。

- ① 私道排水設備は、次の事項を考慮し適切な排水機能を備えた設備とすること。
 - (ア)私道排水設備は、複数の設置義務者が共同で使用する設備をいう。
 - (イ)私道排水設備を設置する私道とは、道路法に規定する道路等の公道以外の道路をいう。
- ② 私道排水設備の設計・施工にあたっては、次の事項を考慮すること。
 - (ア)私道の形態、接続する公共下水道の排除方式、排水人口及び排水面積の規模等を適切に判断し行うこと。
 - (イ)私道排水設備の排除方式は、分流式の場合、汚水と雨水を完全に分離し、汚水は私道排水設備を介して公共下水道の汚水本管に、雨水は雨水を排除する施設へ排除すること。合流式の場合は、汚水及び雨水を敷地内で合流し私道排水設備を介して公共下水道へ排除すること。
 - (ウ)私道排水においては、原則として配管を並行する場合の離隔は50cm以上、交差する場合の離隔は30cm以上の距離を確保すること。ただし、他の埋設物等の管理者が定める基準がある場合は、協議の上決定すること。
 - (エ)私道排水設備を設置する際は、土地所有者の同意等を確認した後、工事の施工を行うこと。
 - (オ)構造等は、法令等の基準に適合し、かつ円滑な排水機能を有するものとする。
公益社団法人日本下水道協会発行「下水道排水設備指針と解説」を参考にすること。
 - (カ)位置指定道路内の排水設備(接続ますより上流から宅地内最終ますまで)については「位置指定道路の手引き(建築指導課所管)」を参照し施工すること。

1.7.2 管径決定

- ① 私道排水設備(私道等に設けられ、複数の設置者が共同で使用する排水設備)の場合の管径は、分流式区域においては計画時間最大汚水量、合流式区域では計画時間最大汚水量と計画雨水量を算定し決定すること。
- ② 私道排水設備の最小管径は、施工性、維持管理性、経済性及び供用後の新たな取付管接続の容易さ等を考慮して決めることとなるが、200mm以上を原則とすること。

1.7.3 流速及び勾配

- ① 流速は一般に下流に行くに従い漸増させ、勾配は下流に行くに従い小さくなるようにすること。
- ② 管きょ内の流速の範囲は、原則として、汚水管にあつては0.6～3.0m/秒、合流管にあつては0.8～3.0m/秒になるように定めること。

1.7.4 土被りの厚さ

管きょの最小土被りの決定に当たっては、取付管、路面荷重、路盤厚及び他の埋設物の関係、その他道路占用条件を考慮して適切な土被りとすること。

1.8 その他留意事項

1.8.1 くみ取り便所の改造（関係する行政機関に届出等必要）

くみ取り便所を水洗便所に改造する場合は、確実かつ衛生的に便槽を処理すること。

- ① くみ取り便所を改造して水洗便所にする場合は、在来の便槽を適切な方法で撤去又は土砂で埋め戻し、衛生上問題のないように処置すること。
- ② 通常の場合、便槽内のし尿をきれいに汲み取ったあと、その内部を消毒して取り壊すこと。
- ③ 便槽をすべて撤去できない場合は、底部をせん孔して水抜き孔を設けること。

1.8.2 浄化槽等の処理（関係する行政機関に届出等必要）

- ① 浄化槽は、汚水を完全にくみ取り、清掃、消毒をすること。
- ② 廃棄物となる浄化槽は、原則として撤去すること。
撤去できない理由がある場合は、各槽の底部に10cm以上の孔を数箇所あけるか破壊して、砂、碎石等の良質土で埋め戻して沈下しないように20cmごとに、十分突き固め、浸透水が槽内に滞留しないようにすること。
- ③ 浄化槽を残したままその上部に排水管を布設する場合は、槽の一部を壊すなどして排水管と槽との距離を十分に取り、排水管が不等（不同）沈下しないようにすること。
- ④ 雨水の一時貯留等に使用する場合は適切な措置を講ずること。

1.8.3 既設排水設備の取り扱いについて

- ① 詳細な事前調査を行い、設置基準に適合しない場合、管の勾配不足、汚物の停滞、曲管使用、ます不足等の不都合箇所がある場合は、排水設備設置義務者に実際の状況を現認させ、維持管理を考慮した適正な排水設備計画の説明を行い、改築等を提案すること。
- ② 既設の排水設備を使用する場合は、汚水、雨水の漏水、浸入水がないかを確認し、漏水や雨水浸入がある場合は、完全に補修すること。既設の排水設備が使用することができず、新しく敷設する場合には、既設排水設備は完全に撤去し、存置しないこと。
- ③ 排水設備設置義務者又は下水道排水設備工事責任技術者の判断により既設管の敷設替えを行わない場合は、既設管を利用して支障をきたしても管理者に対し異議の申し立てをしないことを下水道排水設備工事責任技術者は排水設備設置義務者へ確認しておくこと。
- ④ 建替え、又は道路後退等で道路上に既設最終ますが残る場合は、敷地内に移設すること。

2 排水設備の設置手続き

2.1 総則

2.1.1 排水設備設置の目的

下水道施設が整備されても排水設備が完備されなければ、下水道整備の目的が達成できたことにはならない。排水設備は、下水道法に「その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水きょ、その他の排水施設」と規定されており、公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者が設置しなければならないとされている。

排水設備の設置にあたっては、排水設備の使用者が公共下水道施設に障害等を生じさせないためにも、その技術的基準の確認等を行う事務手続きが重要である。

2.1.2 排水設備工事計画確認申請書の提出

管理者の定める下水道等の処理区域内において排水設備の新設、増設又は改築を行う場合は、あらかじめ、その計画が排水設備の技術基準に適合することについて申請し、管理者の確認を受けなければならない。ただし、排水設備の構造に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更を除く。

- ① 「排水設備の新設」とは、新たにあるいは、既存の排水設備の全部を取り壊して、排水設備を設置することをいう。

さらに、くみ取便所を水洗便所に改造する工事もしくは既設の浄化槽を廃止して公共下水道に連結する工事又はこれらと併せて行う排水設備を設置することをいう。

- ② 「排水設備の増設」とは、既にある排水設備に追加して排水設備を設置することをいう。
- ③ 「排水設備の改築」とは、排水設備の一部を取り壊し、新たに排水設備を設置することをいう。

尼崎市下水道条例第3条で定める排水設備の工事の確認では、排水設備工事を行おうとする者は、申請書を管理者へ提出し、公共下水道施設への障害等が生じないと確認した場合には、管理者は排水設備工事計画確認書の交付を行うこととしている。

2.1.3 排水設備工事の施行

工事の特殊性に鑑み、排水設備工事の適正な施行を図るため、尼崎市では管理者が指定する「下水道排水設備指定工事店（以下「指定工事店」という）」でしか排水設備工事が施行できないと規定している。

排水設備工事が関係法令に定める基準により適正に施行されなければ、公共下水道の維持管理に支障をきたすとともに、設置者である市民に迷惑を掛けることになるため、指定工事店は、十分な知識や施工能力を持っていなければならない。

2.1.4 排水設備の軽微な変更

排水設備の構造に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更は、次のとおりとする。

- ① まず（接続ますは除く）の取替及び修繕

※排水管の取替は、排水能力に影響を及ぼす影響があるため計画の確認を受けること。

- ② トラップ、ストレーナー等の取替で確認を受けたときの能力を低下させない軽微なもの。

- ③ 衛生器具等の取替で、確認を受けた時点の機能と変わらないもの。

※衛生器具の取替により機能が変わる場合は、計画の確認を受けること。

2.2 排水設備工事計画確認

2.2.1 排水設備工事計画確認申請書の添付図面

排水設備工事計画確認申請書の提出にあたっては、次の図面等を添付すること。

① 付近見取図

町名、丁目、番、号のほか公共用施設など目標を記し、できるだけ簡単に記入すること。（申請場所を赤着色する。）

② 平面図(縮尺1/100を標準とする)

排水設備工事計画確認申請書添付の排水設備台帳の凡例に従って、排水器具の位置、ますの種類(汚水ます、雨水ます、トラップます、材質など)、ます間距離(管路延長)、排水管の管種、管径勾配、敷地境界線、地盤高さ、接続ます、取付管及び下水道本管の位置などを記入すること。(参考例1、2参照) なお、2階建以上の建物、マンション等の大型建築物においては配管立面図及び各階平面図を作成すること。

③ 管路縦断図(縮尺 縦1/20以上、横1/100以上)

平面図に必要事項の記入があれば必要ない。

④ 構造図

(ア)現場打ます、その他規格以外のものは構造図(縮尺1/20以上)を添付すること。

(イ)付属装置(グリース阻集器、オイル阻集器、排水槽等)がある場合や露出配管等については、その機能が分かる構造詳細図を添付すること。

(ウ)3階建以上の建築物

1階の平面図は屋外、屋内の排水設備を含めて作成し、2階以上は、配管計画が異なるごとにその代表的な階の平面図を作成すること。地下階については、最深階の排水槽、排水ポンプを含む平面図を作成すること。

2.2.2 排水設備工事計画確認申請書の提出

① 提出する排水設備工事計画確認申請書の提出にあたっては、申請書、添付図書の内容等に不備がないか十分に確認すること。

② 申請場所について、住宅地図等により間違いがないか確認し、着工予定日、しゅん功予定日は期間に余裕をもって記入すること。

③ 位置指定道路内の排水設備(接続ますより上流から宅地内最終ますまで)についても排水設備工事計画確認申請書を提出すること。

④ 管理者は、申請書等に不備があった場合には、訂正内容を指示することができる。

⑤ 管理者は、申請書が適正と確認した場合には、排水設備工事計画確認書を交付する。

2.2.3 工事の着工

指定工事店は、排水設備工事計画確認書が交付されるまでは、排水設備工事を着工してはならない。



排水設備台帳

合流 分流

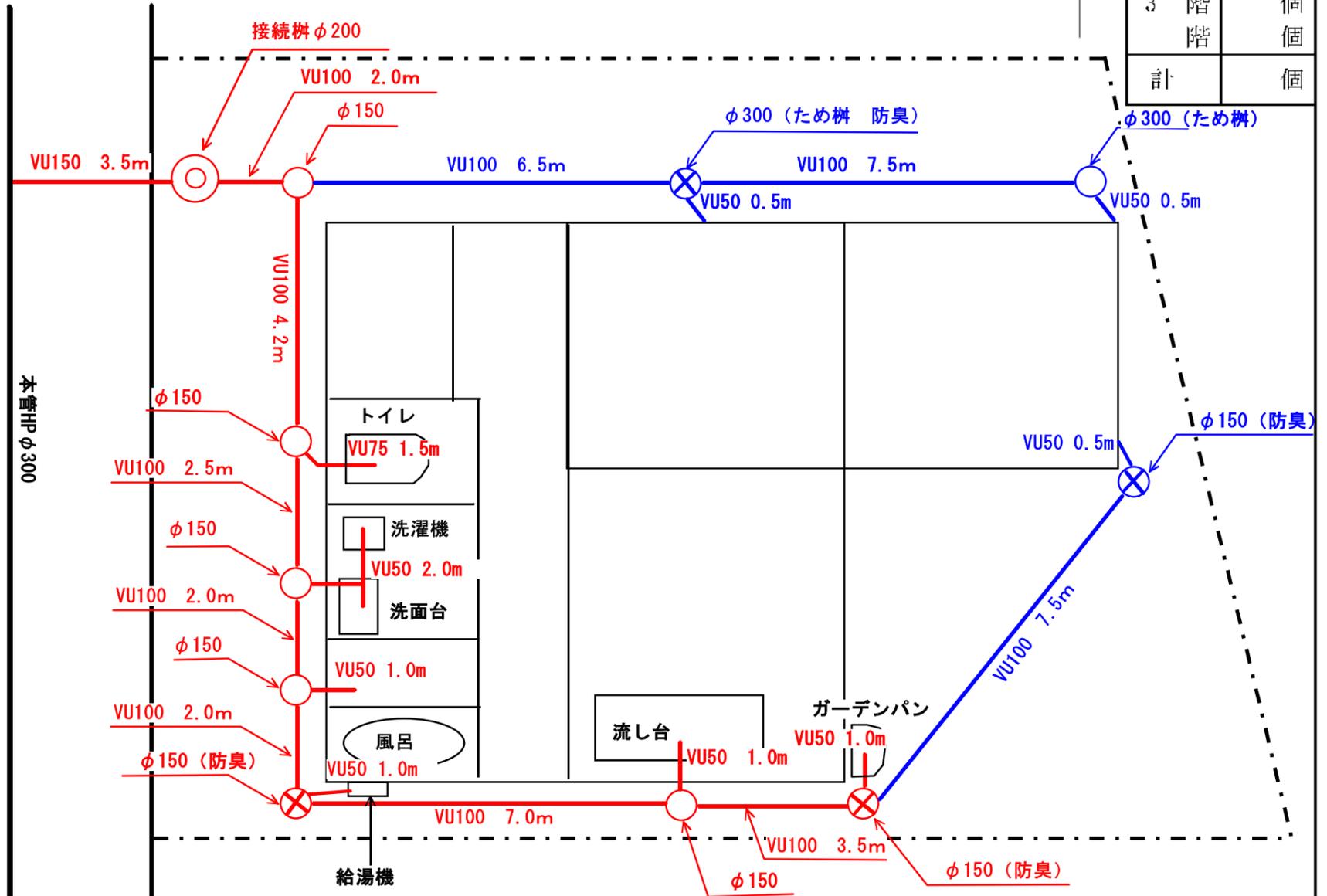
新設・改造 くみ取
 浄化槽

(請・現・貸)

受付年月日	番号	第	号	検査年月日	検査員
-------	----	---	---	-------	-----

工事申請図 (平面図は詳しくていねいに、縮尺は原則として1/100とすること。)

参考例 1 (合流式)



便器数	
1階	1個
2階	個
3階	個
計	個

※図面作成上の注意事項

1. 方位は正確に記入すること。
2. 排水設備がある各階の平面図を記入すること。
3. 汚水配管、合流配管は赤、雨水配管は青で記入すること。
4. ますや配管の管径及び材質及びます間距離を記入すること。
5. 流末(放流先)を明記すること。
6. 図面記号を参考にし器具等を記入すること。
7. 阻集器、除害施設等の設置位置を記入すること。
8. 大型施設等の場合、図面、ます一覧等を別紙添付にしてもよい。

上記のとおり排水設備工事を施工します。

令和 年 月 日

尼崎市公営企業管理者 あて

申請者住所 _____
 氏名 _____
 施工者住所 _____
 氏名 _____
 責任技術者 _____

- 大便器
- 兼用便器
- 洋風便器
- 小便器
- 洗面器
- 手洗器
- 風呂場
- 炊事場
- 接続ます
- 中間ます
- 防臭ます
- 小口径中間ます
- 小口径合流ます
- 小口径防臭ます
- 雨水ます
- 排水・給水管
- 洗濯場
- 足洗場
- 日皿
- 掃除口

附近見取図



施工場所	
使用者	
水道使用者番号	
完成年月日	給水番号

※新設は赤、既設は黒で表示のこと。



排水設備台帳

合流 分流

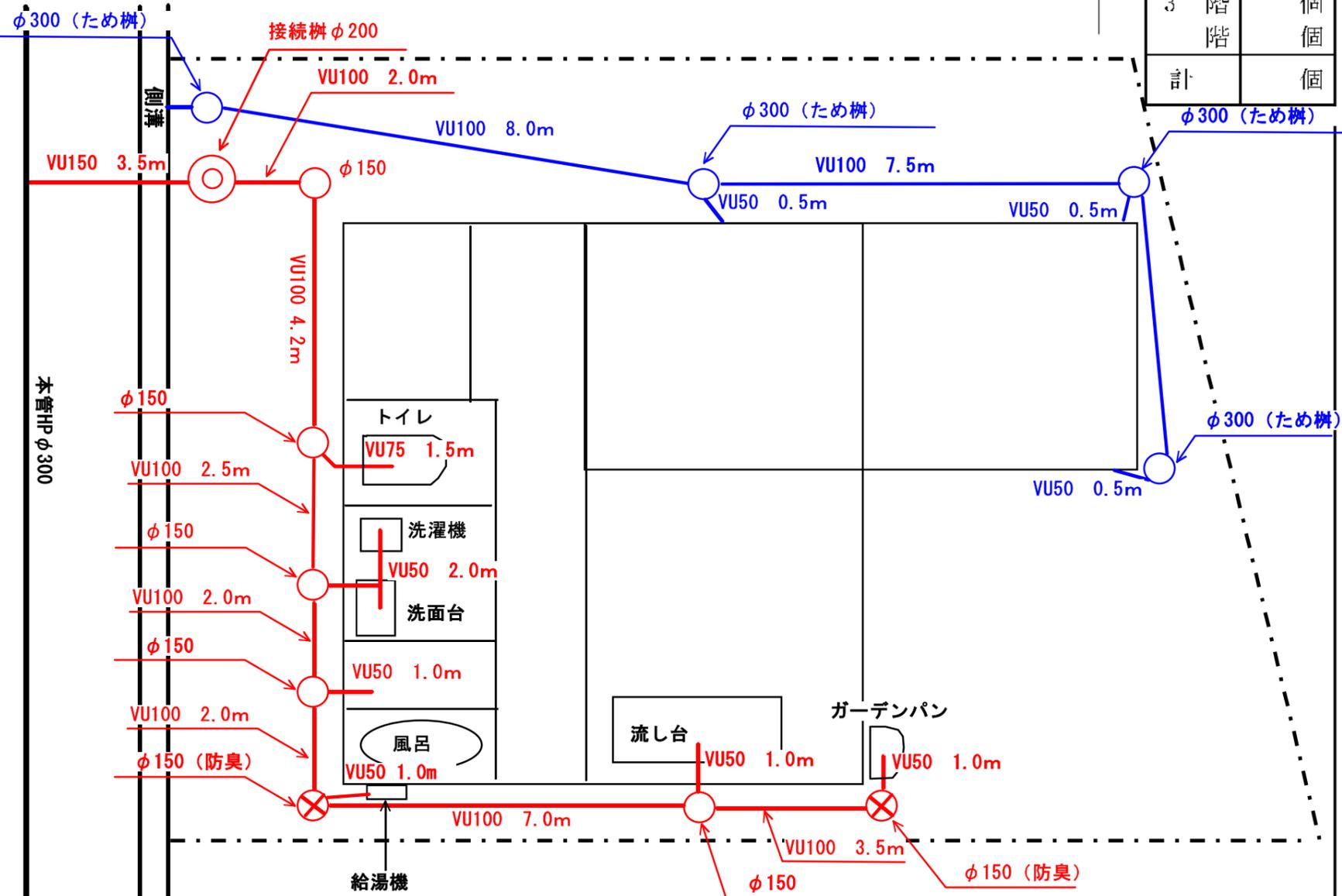
新設・改造 ぐみ取 浄化槽

(請・現・貸)

受付年月日	番号	第	号	検査年月日	検査員
-------	----	---	---	-------	-----

工事申請図 (平面図は詳しくていねいに、縮尺は原則として1/100とすること。)

参考例2 (分流式)



便器数	
1階	1個
2階	1個
3階	1個
計	3個

※図面作成上の注意事項

1. 方位は正確に記入すること。
2. 排水設備がある各階の平面図を記入すること。
3. 汚水配管、合流配管は赤、雨水配管は青で記入すること。
4. まずや配管の管径及び材質及びます間距離を記入すること。
5. 流末 (放流先) を明記すること。
6. 図面記号を参考にし器具等を記入すること。
7. 阻集器、除害施設等の設置位置を記入すること。
8. 大型施設等の場合、図面、まず一覧等を別紙添付にしてもよい。

上記のとおり排水設備工事を施工します。

令和 年 月 日

尼崎市公営企業管理者 あて

申請者住所 _____
 氏名 _____
 施工者住所 _____
 氏名 _____
 責任技術者 _____

- 附近見取図
-
- 大便器
 - 兼用便器
 - 洋風便器
 - 小便器
 - 洗面器
 - 手洗器
 - 風呂場
 - 炊事場
 - 接続ます
 - 中間ます
 - 防臭ます
 - 小口径中間ます
 - 小口径合流ます
 - 小口径防臭ます
 - 雨水ます
 - 排水・給水管
 - 洗濯場
 - 足洗場
 - 日皿
 - 掃除口

※新設は赤、既設は黒で表示のこと。

施工場所	
使用者	
水道使用者番号	
完成年月日	給水番号

2.2.4 計画変更の確認事項

交付を受けた計画確認書に次のような変更が生じたときは、事前に協議を行い、必要な変更手続きを行うこと。

- ① 申請書の重要な記載事項の変更
- ② 屋外排水設備の経路の大幅な変更
- ③ 屋内排水設備のうち衛生器具(大便器、小便器)の増減及び排水経路の大きな変更
- ④ 付属装置(グリース阻集器、オイル阻集器、排水槽等)の仕様変更
- ⑤ 接続ますの位置変更

2.2.5 排水設備指定工事店の自主検査

尼崎市下水道排水設備指定工事店規程は、関係法令等に定める基準による適正な排水設備工事が施行できる知識及び技術を有し、信頼のおける工事店を指定することにより工事の適正化を確保しようとするもので、指定工事店が施行する排水設備工事は、当然基準に適合することが前提となる。

管理者が行う検査は、指定工事店の技術力と信頼度の確認を主目的とするものであり、検査内容は、目的上必要な範囲において確認を行う。

指定工事店(下水道排水設備工事責任技術者)は、排水設備工事の完成後、次の自主検査を行い、施工状況の確認をしなければならない。

- ① 工法検査
排水設備工事計画確認書に基づき基準に適合した施工がされていることを確認すること。
- ② 機能検査
器具の作動状況及びトラップの封水等の状況確認をすること。
- ③ 材料検査
排水設備に適したものとして認められた規格品等が使用されていること。

2.2.6 工事完了

- ① 排水設備設置義務者(指定工事店を含む)は、排水設備工事の完成後速やかに、排水設備しゅん功届兼しゅん功検査依頼書を管理者へ提出すること。
- ② 管理者は、排水設備工事計画確認申請書のしゅん功予定日が過ぎてもしゅん功届が提出されていない場合には、指定工事店への聞き取りや、現地調査を行い指導することができる。
- ③ 工事中止や大幅な計画変更等があった際には、指定工事店は確認申請の取下げをすること。

2.2.7 しゅん功検査

- ① 指定工事店は排水設備工事の施工完成後、速やかに排水設備しゅん功届兼しゅん功検査依頼書を管理者に提出し、関係職員立ち合いのもと、しゅん功検査を受けなければならない。
- ② 管理者は、提出されたしゅん功届の内容に基づき工事が適正に行われたかを検査する。
- ③ 管理者は、しゅん功検査で合格した際には、検査済証を交付する。

2.3 下水道排水設備指定工事店として遵守すべき特に重要な事項

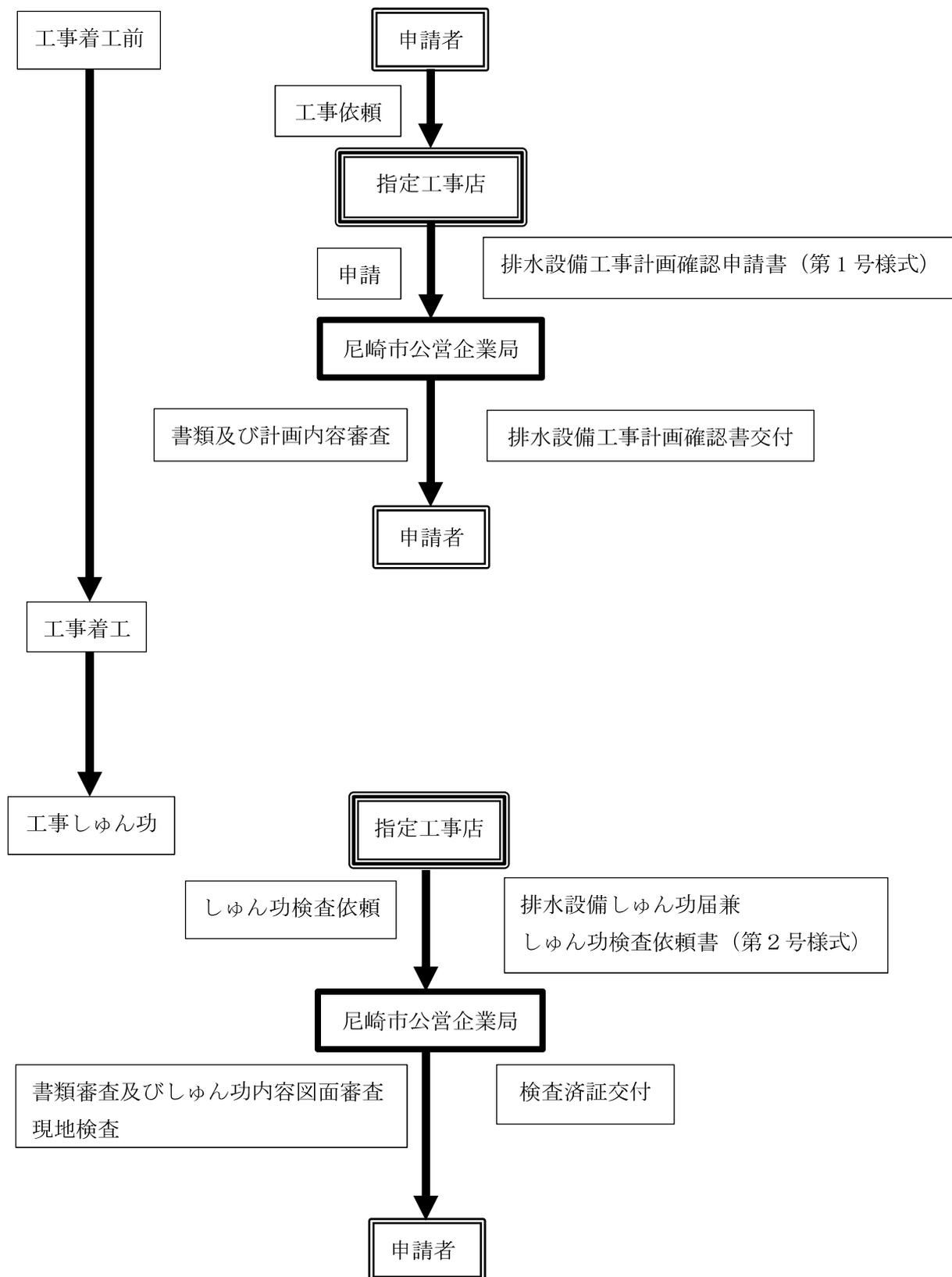
指定工事店の排水設備工事の施行に関しては、法令、条例等でその構造や施工基準等の基本的事項が定められており、指定工事店はこれらを遵守し工事を施行しなければならない。

管理者は指定工事店が次の事項に違反した場合、指定の取り消し又は一定期間においてその効力を停止することができるものとする。

- ① 指定工事店は、排水設備工事依頼者より排水設備工事の申込みがあったときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。
- ② 指定工事店は、排水設備工事を適正な工事費で施行しなければならない。
- ③ 指定工事店は、排水設備工事依頼者と排水設備工事の請負契約を締結する際は、工事金額、工期その他の必要事項を排水設備工事依頼者に明確に示さなければならない。
- ④ 指定工事店は、排水設備工事の全部又は大部分を一括して第三者に請け負わせてはならない。
- ⑤ 指定工事店は、自己の名義をもって他人に指定工事店の業務を行わせてはならない。
- ⑥ 指定工事店は、尼崎市下水道条例第3条の規定による管理者の確認を受けた排水設備工事でなければ施行してはならない。
- ⑦ 指定工事店は、排水設備工事の設計及び施行の管理は、営業所に置いた専属の下水道排水設備工事責任技術者に行わせなければならない。
- ⑧ 指定工事店は、尼崎市下水道条例第4条に規定する排水設備工事のしゅん功検査には、営業所に置いた専属の下水道排水設備工事責任技術者を立ち合わせなければならない。
- ⑨ 指定工事店は、排水設備工事のしゅん功検査後1年以内に生じた排水設備の故障等については、天災その他の不可抗力又は使用者の責めに帰すべき理由によるものでない限り、無償で補修しなければならない。
- ⑩ 指定工事店は、災害やその他の緊急で対応が必要な場合において、管理者から排水設備の復旧工事等のための協力の要請を受けたときは、これに応ずるよう努めなければならない。

2.4 排水設備事務の流れ

排水設備の事務手続きの流れについては、下図により行うものとする。



2.5 排水設備工事申請書等

排水設備工事の施工に当たって必要となる書類を掲げる。

- ① 排水設備工事計画確認書一式（第1号様式）・・・書-01
- ② 排水設備工事計画確認書一式（第1号様式）記入例・・・書-02
- ③ 排水設備工事しゅん功届兼しゅん功検査依頼書一式（第2号様式）・・・書-03
- ④ 排水設備工事しゅん功届兼しゅん功検査依頼書一式（第2号様式）記入例・・・書-04

3 参考文献

本書を作成するにあたり引用した表及び図は、次のとおりである。

表番号	名称	出典名
表-1	下水道排水設備指針における汚水・雨水の分類	下水道排水設備指針と設計
表-2	尼崎市におけるドレン排水等の取扱い	作表
表-3	器具のトラップの最小口径	SHASE-S206-2009
表-4	排水横管の管径と勾配	SHASE-S206-2009
表-5	間接排水の排水口空間	SHASE-S206-2009
表-6	許容最大屋根面積に対する排水管径	SHASE-S206-2009
表-7	管径及び勾配の基準（汚水）	下水道排水設備指針と設計
表-8	管径及び勾配の基準（雨水又は合流）	下水道排水設備指針と設計
表-9	ますの管径別最大設置間隔	作表
表-10	コンクリート及びポリプロピレン製ますの基準	作表
表-11	小口径（硬化塩化ビニル製）ますの基準	作表
図1	排水設備の例（合流式）	作図
図2	排水設備の例（分流式）	作図
図3	排水立て管のオフセット	下水道排水設備指針と解説
図4	トラップと封水の破られる原因	下水道排水設備指針と解説
図5	吸出し作用とはね出し作用	下水道排水設備指針と解説
図6	排水口空間	下水道排水設備指針と解説
図7	各種通気管の種類	下水道排水設備指針と解説
図8	グリース阻集器維持管理例	下水道排水設備指針と解説
図9	硬化塩化ビニル製ます及びポリプロピレン製ますの例	下水道排水設備指針と解説
図10	鉄筋コンクリート製ますの例（既製ブロック使用）	下水道排水設備指針と解説
図11	便所からの排水が直接流入するますの例	下水道排水設備指針と解説
図12	防護ふたの例	下水道排水設備指針と解説
図13	ドロップますの例	下水道排水設備指針と解説
図14	雨水浸透施設の構造（参考図）	作図

受付	番号	確認 令和	しゅん功検査合格 令和	課長	係長	係	係
	令和	貸付金					
調査	令和	件 円					

事前協議 No.
R . . .

**排水設備工事計画確認申請書兼
水洗便所開始届兼水洗便所改造
資金借受申込書**

尼崎市公営企業管理者 あて 令和 年 月 日 No. _____

申請者 (申込者)	住所(ふりがな)	氏名(ふりがな)					
	職業(勤務先・商号)	区	<input type="checkbox"/> 家屋所有者				
	電話 : 局 番	分	<input type="checkbox"/> 家屋使用者				
① 家屋所有者の承諾又は家屋所有者	私の所有する家屋における排水設備(水洗便所を含む)の設置又は改造を承諾します。						
	住所	氏名					
② 土地・排水設備所有者の承諾	申請者の排水設備を設置するため、私の所有する(借地)する土地又は排水設備の使用を承諾します。						
	住所	氏名					
施設場所	尼崎市						
工事内容	排水設備 <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 改造 <input type="checkbox"/> 撤去 <input type="checkbox"/> その他()	公共 接続 ます	<input type="checkbox"/> 要	便 器	大便器 小便器 兼用便器	個 個 個	
	水洗便所 <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 汲取り便所 <input type="checkbox"/> し尿浄化槽 <input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> 不要				
工事期間	着工予定 令和 年 月 日	しゅん功予定 令和 年 月 日					
水洗便所 使用開始届	水洗便所改造工事が完了して、排水設備工事しゅん功検査に合格した後は、水洗便所の使用を開始しますからお届けします。						
施工業者	住所	氏名					
改造工事費	円						
水洗便所 改造資金	借受条件	尼崎市水洗便所改造資金貸付 条例及び同施工規則の定め るところによる。	借受 申込額	件	※ 貸付 決定額	件	円
	連帯保証人 予定者	次の者を連帯保証人として予定します。					
	住所	氏名					
	職業(勤務先・商号)	申込者との関係					
	電話 : 局 番						
※調査事項・特別事項							
申込区域	<input type="checkbox"/> 公示区域内		<input type="checkbox"/> 公示区域外				
下水道受益者 負担金	滞納	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	連帯保証人	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
下水使用料	滞納	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	予定者	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	

備考1 水洗便所改造資金の貸付けを受けようとする場合は、申込者と連帯保証人予定者の印鑑証明書、市民税及び固定資産税の納税証明書各一通を添付すること。
2 ※印欄は、記入しないこと。

注 ① 申請者が家屋所有者の場合は家屋使用者について記入し、また申請が家屋使用者の場合は、家屋所有者の承諾を本欄で得ること。
② 他人の土地を使用し、又は他人の排水設備に接続して使用する場合は、それらの所有者(他人の土地が借家の場合は、当該借地権者)の承諾を本欄で得ること。

第1号様式

受付 令和	番号	確認 令和	しゅん功検査合格 令和	課長	係長	係	係
	貸付金						
調査 令和				件 円			

**排水設備工事計画確認申請書兼
水洗便所開始届兼水洗便所改造
資金借受申込書**

尼崎市公営企業管理者 あて 令和 年 月 日 No. _____

申請者 (申込者)	住所(ふりがな)		氏名(ふりがな)				
	職業(勤務先・商号)		区	<input type="checkbox"/> 家屋所有者 <input type="checkbox"/> 家屋使用者			
電話： _____ 局 番		分					
① 家屋所有者の承諾又は家屋所有者	私の所有する家屋における排水設備(水洗便所を含む)の設置又は改造を承諾します。						
住所	氏名						
② 土地・排水設備所有者の承諾	申請者の排水設備を設置するため、私の所有する(借地)する土地又は排水設備の使用を承諾します。						
住所	氏名						
施設場所	尼崎市						
工事内容	排水設備 <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 改造 <input type="checkbox"/> 撤去 <input type="checkbox"/> その他()		公共 接続 ます	<input type="checkbox"/> 要	便 器	大便器 小便器 兼用便器	個 個 個
	水洗便所 <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 汲取り便所 <input type="checkbox"/> し尿浄化槽 <input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> 不要				
工事期間	着工予定 令和 年 月 日		しゅん功予定 令和 年 月 日				
水洗便所 使用開始届	水洗便所改造工事が完了して、排水設備工事しゅん功検査に合格した後は、水洗便所の使用を開始しますからお届けします。						
施工業者	住所		氏名				
改造工事費	円						
水洗便所 改造資金	借受条件	尼崎市水洗便所改造資金貸付 条例及び同施工規則の定め るところによる。		借受 申込額	件	※ 貸付 決定額	件 円
	連帯保証人 予定者	次の者を連帯保証人として予定します。					
住所	氏名						
職業(勤務先・商号)	申込者との関係						
電話： _____ 局 番							
※調査事項・特別事項							
申込区域	<input type="checkbox"/> 公示区域内		<input type="checkbox"/> 公示区域外				
下水道受益者 負担金	滞納	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	連帯保証人	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	
下水使用料	滞納	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	予定者	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	

注 備考1水洗便所改造資金の貸付けを受けようとする場合は、申込者と連帯保証人予定者の印鑑証明書、市民税及び固定資産税の納税証明書各一通を添付すること。
2※印欄は、記入しないこと。
①申請者が家屋所有者の場合は家屋使用者について記入し、また申請が家屋使用者の場合は、家屋所有者の承諾を本欄で得ること。
②他人の土地を使用し、又は他人の排水設備に接続して使用する場合は、それらの所有者(他人の土地が借家の場合は、当該借地権者)の承諾を本欄で得ること。

排水設備工事計画確認書

No. _____

申請者 (申込者)	住所(ふりがな)		氏名(ふりがな)				
	職業(勤務先・商号)		区	<input type="checkbox"/> 家屋所有者			
	電話： 局 番		分	<input type="checkbox"/> 家屋使用者			
① 家屋所有者の承諾又は家屋所有者	私の所有する家屋における排水設備(水洗便所を含む)の設置又は改造を承諾します。						
	住所		氏名				
② 土地・排水設備所有者の承諾	申請者の排水設備を設置するため、私の所有する(借地)する土地又は排水設備の使用を承諾します。						
	住所		氏名				
施設場所	尼崎市						
工事内容	排水設備 <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 改造 <input type="checkbox"/> 撤去 <input type="checkbox"/> その他()		公共 接続 ます	<input type="checkbox"/> 要	便 器	大便器 小便器 兼用便器	個 個 個
	水洗便所 <input type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 汲取り便所 <input type="checkbox"/> し尿浄化槽 <input type="checkbox"/> その他()			<input type="checkbox"/> 不要			
工事期間	着工予定 令和 年 月 日		しゅん功予定 令和 年 月 日				
水洗便所 使用開始届	水洗便所改造工事が完了して、排水設備工事しゅん功検査に合格した後は、水洗便所の使用を開始しますからお届けします。						
施工業者	住所		氏名				
改造工事費	円						
水洗便所 改造資金	借受条件	尼崎市水洗便所改造資金貸付 条例及び同施工規則の定めるところによる。	借受 申込額	円	※ 貸付 決定額	円	
	連帯保証人 予定者	次の者を連帯保証人として予定します。					
		住所		氏名			
	職業(勤務先・商号)			申込者との関係			
	電話： 局 番						
令和 年 月 日							
尼崎市公営企業管理者 ○ ○ ○ ○							



排水設備台帳

合流 分流

新設・改造 { くみ取
浄化槽

(請・現・貸)

受付年月日	番号	第	号	検査年月日	検査員
-------	----	---	---	-------	-----

工事申請図 (平面図は詳しくていねいに、縮尺は原則として1/100とすること。)

便器数	
1階	個
2階	個
3階	個
計	個

- ※注 1. 管種、管径、管渠の位置・延長、ますの位置、公共下水道との接続箇所、便所の位置、家屋の間取り、隣接家屋との土地境界等を明示すること。
2. 使用する材料の材質及び規格を表示すること。

上記のとおり排水設備工事を施工します。

令和 年 月 日

尼崎市公営企業管理者 あて

申請者住所

氏名

施工者住所

氏名

責任技術者

図面記号

- 大便器
- 兼用便器
- 洋風便器
- 小便器
- 洗面器
- 手洗器
- 風呂場
- 炊事場
- 接続ます
- 中間ます
- 防臭ます
- 小口径中間ます
- 小口径合流ます
- 小口径防臭ます
- 雨水ます
- 排水・給水管
- 洗濯場
- 足洗場
- 目皿
- 掃除口

附近見取図



施工場所	
使用者	
水道使用者番号	
完成年月日	給水番号

※新設は赤、既設は黒で表示のこと。

受付 令和	番号	確認 令和	しゅん功検査合格 令和	課長	係長	係	係
	貸付金	件 円					
調査 令和							

※記入例

排水設備工事計画確認申請書兼
水洗便所開始届兼水洗便所改造
資金借受申込書

事前協議 No.
R

は記入不要

申請日記入

尼崎市公営企業管理者 あて 令和 ○年○月○日

No. _____

注 備考1水洗便所改造資金の貸付けを受けようとする場合は、申込者と連帯保証人予定者の印鑑証明書、市民税及び固定資産税の納税証明書各一通を添付すること。

2※印欄は、記入しないこと。

①申請者が家屋所有者の場合は家屋使用者について記入し、また申請が家屋使用者の場合は、それらの所有者(他人の土地が借家の場合は、当該借地権者)の承諾を本欄で得ること。

②他人の土地を使用し、又は他人の排水設備に接続して使用する場合は、それらの所有者(他人の土地が借家の場合は、当該借地権者)の承諾を本欄で得ること。

申請者 (申込者)	住所(ふりがな) ○○けん○○しゅん功ちよう	氏名(ふりがな) あまがさき たろう						
	○○県○○市○○町1-2-3	尼崎 太郎						
	職業(勤務先・商号)	区	<input checked="" type="checkbox"/> 家屋所有者 <input checked="" type="checkbox"/> 家屋使用者					
電話: 局 番								
① 家屋所有者の承諾又は家屋所有者	私の所有する家屋における排水設備(水洗便所を含む)の設置又は改造を承諾します。							
住所	氏名							
○○県○○市○○町1-2-3	尼崎 太郎							
② 土地・排水設備所有者の承諾	申請者の排水設備を設置するため、私の所有する(借地)する土地又は排水設備の使用を承諾します。							
住所	氏名							
○○県○○市○○町1-2-3	尼崎 太郎							
施設場所	尼崎市 ○○町1丁目4-5							
工事内容	排水設備 <input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 改造 <input type="checkbox"/> 撤去 <input type="checkbox"/> その他()	公共 接続 ます	<input checked="" type="checkbox"/> 要	便 器	大便器 小便器 兼用便器	2 個 個		
	水洗便所 <input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 汲取り便所 [し尿浄化槽] <input type="checkbox"/> その他()	<input type="checkbox"/> 不要						
工事期間	着工予定 令和 ○年○月○日	しゅん功予定 令和 ○年○月○日						
水洗便所 使用開始届	水洗便所改造工事が完了して、排水設備工事しゅん功検査に合格した後は、水洗便所の使用を開始しますからお届けします。							
施工業者	住所 ○○県○○市○○町6-7-8	氏名 あまがさき設備 株式会社						
改造工事費	円							
水洗便所 改造資金	借受条件	尼崎市水洗便所改造資金貸付 条例及び同施工規則の定めら るところによる。	借受 申込額	件	※ 貸付 決定額	円	件	
	連帯保証人 予定者	次の者を連帯保証人として予定します。						
		住所	氏名					
職業(勤務先・商号)	申込者との関係							
電話: 局 番								
※調査事項・特別事項								
申込区域	「公共接続ます」欄への記入							
下水道受益者 負担金	要: 接続ますを新設及びます交換をする場合						<input type="checkbox"/> 無	
	不要: 既設接続ます利用又は私設ますを設置する場							
下水使用料	滞納	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	予定者	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無		

第1号様式

受付 令和	番号	確認 令和	しゅん功検査合格 令和	課長	係長	係	係
	貸付金	件 円					
調査 令和							

※記入例

排水設備工事計画確認申請書兼
水洗便所開始届兼水洗便所改造
資金借受申込書

は記入不要

申請日記入

尼崎市公営企業管理者 あて 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日 No. _____

注 備考1水洗便所改造資金の貸付けを受けようとする場合は、申込者と連帯保証人予定者の印鑑証明書、市民税及び固定資産税の納税証明書各一通を添付すること。
②他人の土地を使用し、又は他人の排水設備に接続して使用する場合は、それらの所有者(他人の土地が借家の場合は、当該借地権者)の承諾を本欄で得ること。
①申請者が家屋所有者の場合は家屋使用者については記入し、また申請が家屋使用者の場合は、家屋所有者の承諾を本欄で得ること。
2※印欄は、記入しないこと。

申請者 (申込者)	住所(ふりがな) ○○けん○○ろ○○ちょう	氏名(ふりがな) あまがさき たろう					
	○○県○○市○○町1-2-3	尼崎 太郎					
	職業(勤務先・商号)	区	<input checked="" type="checkbox"/> 家屋所有者 <input checked="" type="checkbox"/> 家屋使用者				
電話: 局 番							
① 家屋所有者の承諾又は家屋所有者	私の所有する家屋における排水設備(水洗便所を含む)の設置又は改造を承諾します。						
住所	氏名						
○○県○○市○○町1-2-3	尼崎 太郎						
② 土地・排水設備所有者の承諾	申請者の排水設備を設置するため、私の所有する(借地)する土地又は排水設備の使用を承諾します。						
住所	氏名						
○○県○○市○○町1-2-3	尼崎 太郎						
施設場所	尼崎市 ○○町1丁目4-5						
工事内容	排水設備 <input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 改造 <input type="checkbox"/> 撤去 <input type="checkbox"/> その他()	公共 接続 ます	<input checked="" type="checkbox"/> 要	便 器	大便器 小便器 兼用便器	2 個 個	
	水洗便所 <input checked="" type="checkbox"/> 新設 <input type="checkbox"/> 増設 <input type="checkbox"/> 汲取り便所 [し尿浄化槽] <input type="checkbox"/> その他()		<input type="checkbox"/> 不要				
工事期間	着工予定 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日	しゅん功予定 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日					
水洗便所 使用開始届	水洗便所改造工事が完了して、排水設備工事しゅん功検査に合格した後は、水洗便所の使用を開始しますからお届けします。						
施工業者	住所 ○○県○○市○○町6-7-8	氏名 あまがさき設備 株式会社					
改造工事費	円						
水洗便所 改造資金	借受条件	尼崎市水洗便所改造資金貸付 条例及び同施工規則の定め るところによる。	借受 申込額	件	※ 貸付 決定額	円	
	連帯保証人 予定者	次の者を連帯保証人として予定します。					
		住所	氏名				
職業(勤務先・商号)	申込者との関係						
電話: 局 番							
※調査事項・特別事項							
申込区域	「公共接続ます」欄への記入 要: 接続ますを新設及びます交換をする場合 不要: 既設接続ます利用又は私設ますを設置する場合					<input type="checkbox"/> 無	
下水道受益者 負担金						<input type="checkbox"/> 無	
下水使用料	滞納	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	予定者	<input type="checkbox"/> 有	<input type="checkbox"/> 無	

排水設備工事計画確認書

※記入例

No. _____

は記入不要

申請者 (申込者)	住所(ふりがな) ○○けん○○し○○ちょう		氏名(ふりがな) あまがさき たろう			
	○○県○○市○○町1-2-3		尼崎 太郎			
	職業(勤務先・商号)			区	■ 家屋所有者	
電話: _____ 局 _____ 番 _____			分	■ 家屋使用者		
① 家屋所有者の承諾又は家屋所有者	私の所有する家屋における排水設備(水洗便所を含む)の設置又は改造を承諾します。					
	住所 ○○県○○市○○町1-2-3		氏名 尼崎 太郎			
② 土地・排水設備所有者の承諾	申請者の排水設備を設置するため、私の所有する(借地)する土地又は排水設備の使用を承諾します。					
	住所 ○○県○○市○○町1-2-3		氏名 尼崎 太郎			
施設場所	尼崎市 ○○町1丁目4-5					
工事内容	排水設備 ■新設 □増設 □改造 □撤去 □その他()		公共 接続 ます	■ 要	便 器	大便器 2 個 小便器 個 兼用便器 個
	水洗便所 ■新設 □増設 □汲取り便所 □し尿浄化槽 □その他()			□ 不要		
工事期間	着工予定 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日		しゅん功予定 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日			
水洗便所 使用開始届	水洗便所改造工事が完了して、排水設備工事しゅん功検査に合格した後は、水洗便所の使用を開始しますからお届けします。					
施工業者	住所 ○○県○○市○○町6-7-8		氏名 あまがさき設備 株式会社			
改造工事費	_____ 円					
水洗便所 改造資金	借受条件	尼崎市水洗便所改造資金貸付 条例及び同施工規則の定めら るところによる。	借受 申込額	_____ 円	※ 貸付 決定額	_____ 円
	連帯保証人 予定者	次の者を連帯保証人として予定します。				
		住所	氏名			
	職業(勤務先・商号)	申込者との関係				
電話: _____ 局 _____ 番 _____						
令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日		<p>「公共接続ます」欄への記入 要: 接続ますを新設及びます交換をする場合 不要: 既設接続ます利用又は私設ますを設置する場合</p>				
尼崎市公営企業管理者 ○ ○ ○ ○						

※記入例

は記入不要



排水設備台帳

合流 分流

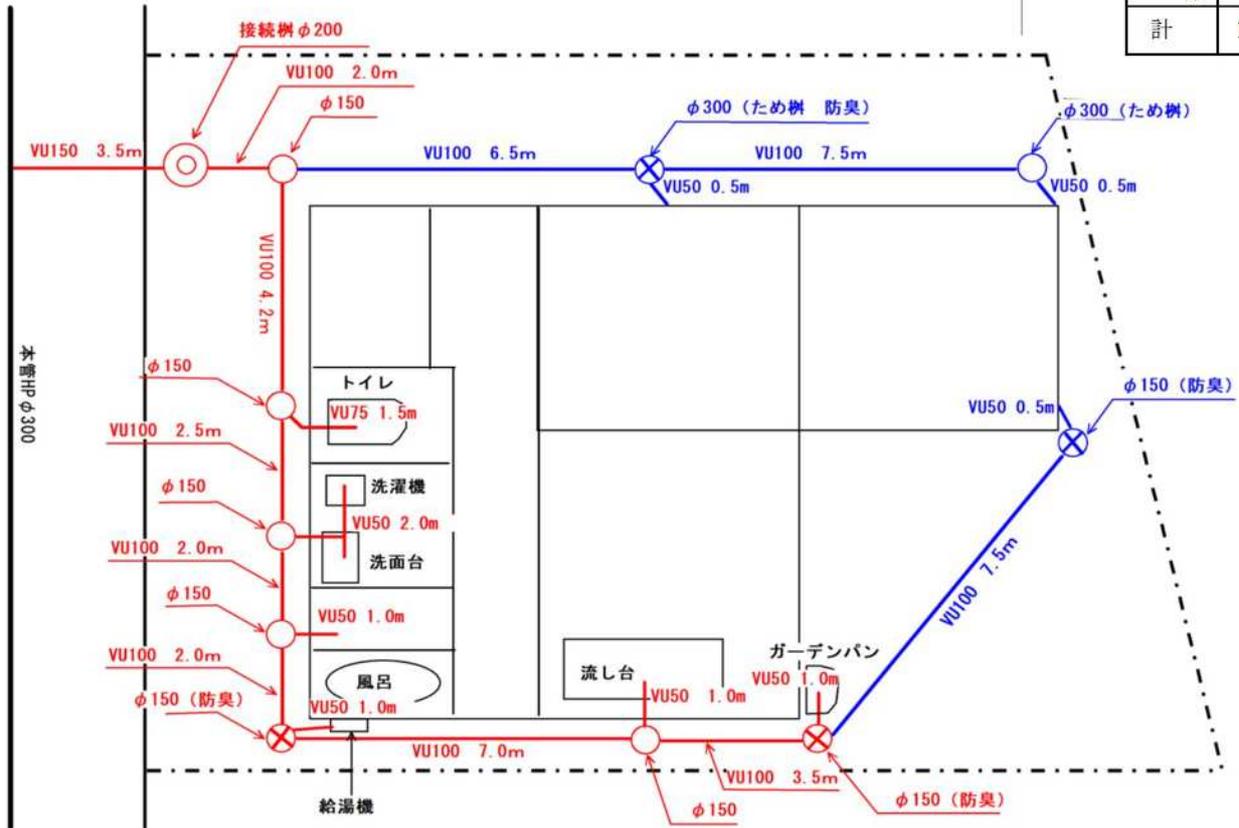
新設・改造 くみ取
 浄化槽

(請・現・貸)

受付年月日	番号	第	号	検査年月日	検査員
-------	----	---	---	-------	-----

工事申請図 (平面図は詳しくていねいに、縮尺は原則として1/100とすること。)

便器数	
1階	1個
2階	1個
3階	1個
計	1個



- ※注 1. 管種、管径、管渠の位置・延長、ますの位置、公共下水道との接続箇所、便所の位置、家屋の間取り、隣接家屋との土地境界等を明示すること。
2. 使用する材料の材質及び規格を表示すること。

上記のとおり排水設備工事を施工します。

申請日記入 → 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

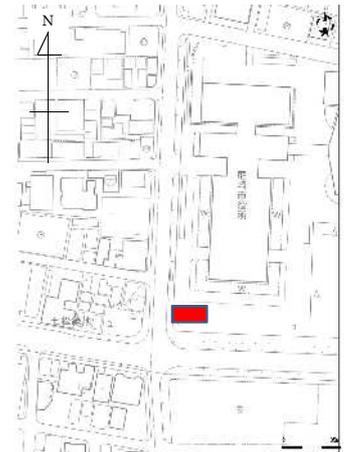
尼崎市公営企業管理者 あて

申請者住所 ○○県○○市○○町1-2-3
 氏名 尼崎 太郎
 施工者住所 ○○県○○市○○町6-7-8
 氏名 あまがさき設備 株式会社
 責任技術者 尼下 次郎

図面記号

- 大便器
- 兼用便器
- 洋風便器
- 小便器
- 洗面器
- 手洗器
- 風呂場
- 炊事場
- 接続ます
- 中間ます
- 防臭ます
- 小口径中間ます
- 小口径合流ます
- 小口径防臭ます
- 雨水ます
- 排水・給水管
- 洗濯場
- 足洗場
- 目皿
- 掃除口

附近見取図



施工場所	○○町1丁目4-5
使用者	尼崎 太郎
水道使用者番号	
完成年月日	給水番号

※新設は赤、既設は黒で表示のこと。

第2号様式

受付	令和	検査の結果、下記のとおり認定します。	課長	係長	係	係
----	----	--------------------	----	----	---	---

排水設備工事しゅん功届兼しゅん功検査依頼書

尼崎市公営企業管理者 あて

令和 年 月 日

施 工 業 者

住 所 _____

氏 名 _____

電 話 :

申 請 者 住 所	施 設 場 所	氏 名	工事内容	しゅん功年月日	検査実施年月日	合格・不合格	摘 要
			改・浄・新・雑	・ ・	・ ・	<input type="checkbox"/> 合 格 <input type="checkbox"/> 不 合 格	
			改・浄・新・雑	・ ・	・ ・	<input type="checkbox"/> 合 格 <input type="checkbox"/> 不 合 格	
			改・浄・新・雑	・ ・	・ ・	<input type="checkbox"/> 合 格 <input type="checkbox"/> 不 合 格	
			改・浄・新・雑	・ ・	・ ・	<input type="checkbox"/> 合 格 <input type="checkbox"/> 不 合 格	
			改・浄・新・雑	・ ・	・ ・	<input type="checkbox"/> 合 格 <input type="checkbox"/> 不 合 格	
			改・浄・新・雑	・ ・	・ ・	<input type="checkbox"/> 合 格 <input type="checkbox"/> 不 合 格	
			改・浄・新・雑	・ ・	・ ・	<input type="checkbox"/> 合 格 <input type="checkbox"/> 不 合 格	
			改・浄・新・雑	・ ・	・ ・	<input type="checkbox"/> 合 格 <input type="checkbox"/> 不 合 格	
			改・浄・新・雑	・ ・	・ ・	<input type="checkbox"/> 合 格 <input type="checkbox"/> 不 合 格	
			改・浄・新・雑	・ ・	・ ・	<input type="checkbox"/> 合 格 <input type="checkbox"/> 不 合 格	

太枠内は記入しないでください。

注 工事内容欄は該当するもの（改：くみ取り式便所からの改造 浄：浄化槽式便所からの改造 新：新設 雑；その他の工事）を○で囲んでください。

合流 分流

排水設備台帳

新設・改造 { くみ取
浄化槽 (請・現・貸)

受付年月日	番号	第	号	検査年月日	検査員
-------	----	---	---	-------	-----

工事しゅん功図 (平面図は詳しくていねいに、縮尺は原則として1/100とすること。)

便器数	
1階	個
2階	個
3階	個
計	個

- ※注 1. 管種、管径、管渠の位置・延長、ますの位置、公共下水道との接続箇所、便所の位置、家屋の間取り、隣接家屋との土地境界等を明示すること。
2. 使用する材料の材質及び規格を表示すること。

上記のとおり排水設備工事を施工し、しゅん功確認しましたのでお届けします。

令和 年 月 日

尼崎市公営企業管理者 あて

申請者住所 _____
氏名 _____
施工者住所 _____
氏名 _____
責任技術者 _____

図面記号

- 大便器
- 兼用便器
- 洋風便器
- 小便器
- 洗面器
- 手洗器
- 風呂場
- 炊事場
- 接続ます
- 中間ます
- 防臭ます
- 小口径中間ます
- 小口径合流ます
- 小口径防臭ます
- 雨水ます
- 排水・給水管
- 洗濯場
- 足洗場
- 目皿
- 掃除口

附近見取図



施工場所	
使用者	
水道使用者番号	
完成年月日	給水番号

※新設は赤、既設は黒で表示のこと。

※記入例

第2号様式

は記入不要

受付	令和	検査の結果、下記のとおり認定します。	課長	係長	係	係
----	----	--------------------	----	----	---	---

排水設備工事しゅん功届兼しゅん功検査依頼書

尼崎市公営企業管理者 あて

申請日記入 → 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

施 工 業 者

住 所 ○○県○○市○○町6-7-8

氏 名 あまがさき設備 株式会社

電 話： ○○-○○○○-○○○○

申 請 者 住 所	施 設 場 所	氏 名	工事内容	しゅん功年月日	検査実施年月日	合格・不合格	摘 要
○○県○○市○○町1-2-3	○○町1丁目4-5	尼崎 太郎	改・浄・ 新 ・雑	RO . O . O	. .	<input type="checkbox"/> 合格 <input type="checkbox"/> 不合格	
			改・浄・新・雑	<input type="checkbox"/> 合格 <input type="checkbox"/> 不合格	
			改・浄・新・雑	<input type="checkbox"/> 合格 <input type="checkbox"/> 不合格	
			改・浄・新・雑	<input type="checkbox"/> 合格 <input type="checkbox"/> 不合格	
			改・浄・新・雑	<input type="checkbox"/> 合格 <input type="checkbox"/> 不合格	
			改・浄・新・雑	<input type="checkbox"/> 合格 <input type="checkbox"/> 不合格	
			改・浄・新・雑	<input type="checkbox"/> 合格 <input type="checkbox"/> 不合格	
			改・浄・新・雑	<input type="checkbox"/> 合格 <input type="checkbox"/> 不合格	
			改・浄・新・雑	<input type="checkbox"/> 合格 <input type="checkbox"/> 不合格	
			改・浄・新・雑	<input type="checkbox"/> 合格 <input type="checkbox"/> 不合格	

太枠内は記入しないでください。

注 工事内容欄は該当するもの（改：くみ取り式便所からの改造 浄：浄化槽式便所からの改造 新：新設 雑；その他の工事）を○で囲んでください。

※記入例

排水設備台帳

は記入不要

合流 分流

新設・改造 くみ取
 浄化槽

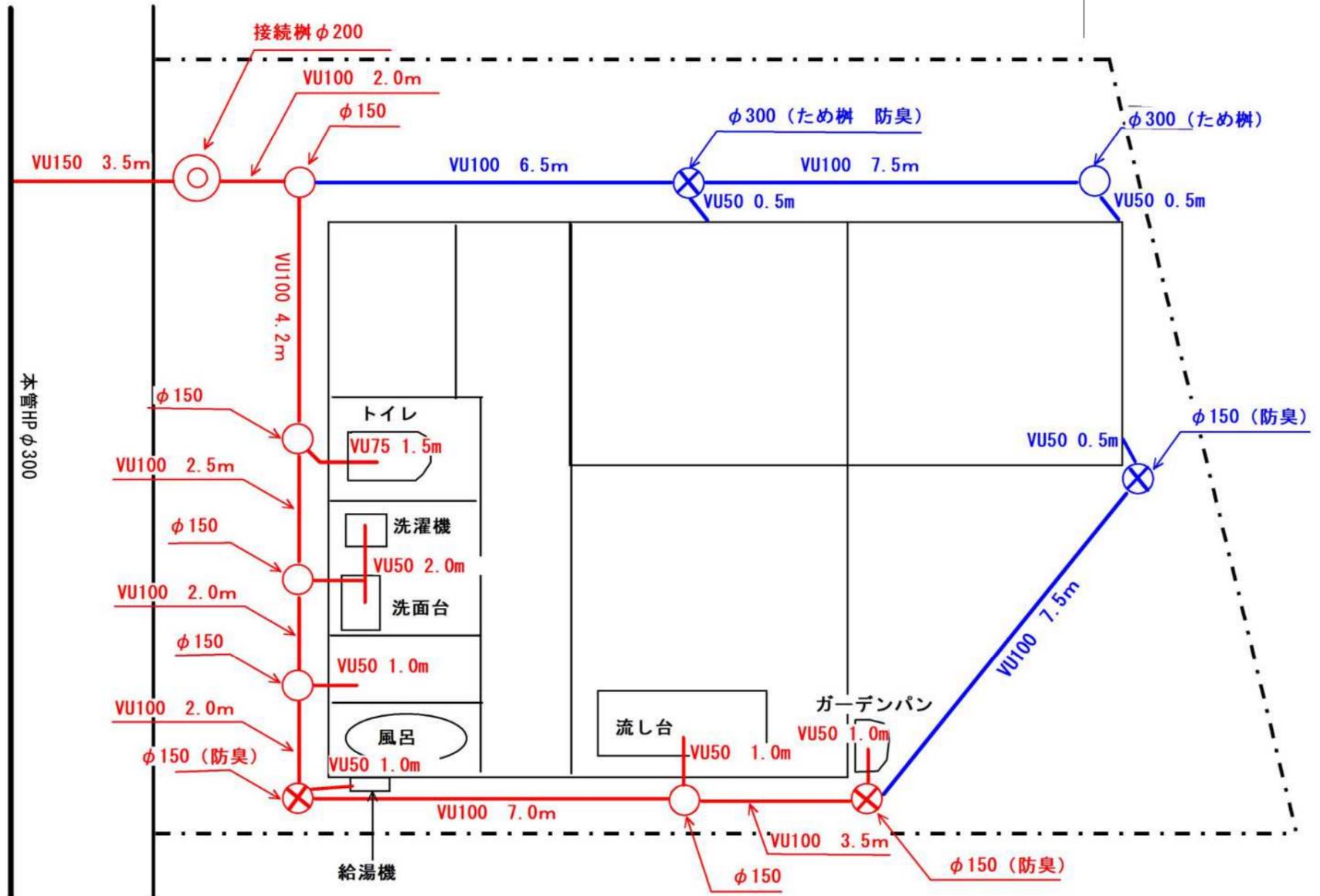
(請・現・貸)

受付年月日	番号	第	号	検査年月日	検査員
-------	----	---	---	-------	-----

工事しゅん功図 (平面図は詳しくていねいに、縮尺は原則として1/100とすること。)

申請書の受付番号及び受付日記入

便器数	
1階	1個
2階	個
3階	個
計	1個



- ※注 1. 管種、管径、管渠の位置・延長、ますの位置、公共下水道との接続箇所、便所の位置、家屋の間取り、隣接家屋との土地境界等を明示すること。
2. 使用する材料の材質及び規格を表示すること。

上記のとおり排水設備工事を施工し、しゅん功確認しましたのでお届けします。

申請日記入 → 令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

尼崎市公営企業管理者 あて

申請者住所 ○○県○○市○○町1-2-3

氏名 尼崎 太郎

施工者住所 ○○県○○市○○町6-7-8

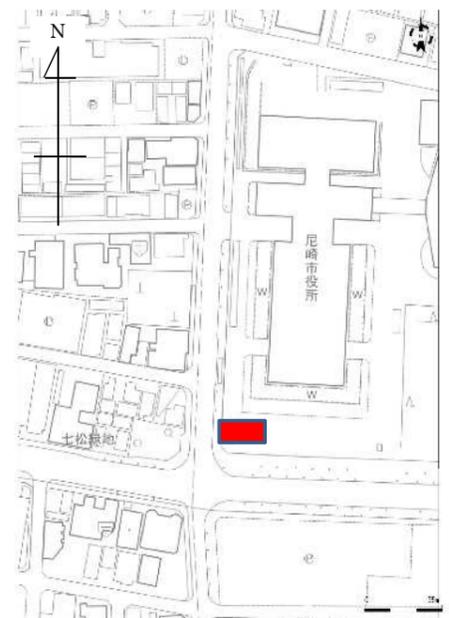
氏名 あまがさき設備 株式会社

責任技術者 排水 太郎

図面記号

- 大便器
- 兼用便器
- 洋風便器
- 小便器
- 洗面器
- 手洗器
- 風呂場
- 炊事場
- 接続ます
- 中間ます
- 防臭ます
- 小口径中間ます
- 小口径合流ます
- 小口径防臭ます
- 雨水ます
- 排水・給水管
- 洗濯場
- 足洗場
- 目皿
- 掃除口

附近見取図



施工場所	○○町1丁目4-5				
使用者	尼崎 太郎				
水道使用者番号					
完成年月日	RO	○	○	○	給水番号

※新設は赤、既設は黒で表示のこと。